

令和6年度（2024年度）

学生便覧

北海道大学大学院法学研究科
法学政治学専攻

目 次

令和6年度 授業日程

法学研究科長挨拶

大学院法学研究科（法学政治学専攻）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院法学研究科（法学政治学専攻）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

北海道大学大学院法学研究科（法学政治学専攻）修士論文・博士論文に係る評価基準

学 生 便 覧

I. 履修の手引	1
研究大学院（修士課程）の設置	1
研究大学院（修士課程）カリキュラム	1
1. 複式履修（複眼的専門知の修得）	1
2. ステップ履修ガイドライン	1
3. 双方向的科目セッティング	1
4. 単位認定	2
研究大学院（博士後期課程）の設置	3
研究大学院（博士後期課程）カリキュラム	3
1. コースワーク	3
2. 事前審査論文	4
3. 単位修得退学について	4
履修上の注意	5
1. 履修科目	5
2. 履修届の時期	5
3. 修了要件	5
4. 修士論文、リサーチ・ペーパー	5
5. 不正行為の禁止	6
6. 短縮修了	6
7. 9月修了	6
8. 長期履修制度	6
9. 修士課程から博士後期課程への進学について	7
10. 学部の授業科目及び専門横断科目の履修について	7
11. 他の研究科、学院若しくは教育部の授業科目及び大学院共通授業科目の履修について	8
12. 他の大学の大学院で修得した単位、外国の大学の大学院等での学修の成果について	8
13. 休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について	8
14. 入学前の既修得単位の認定	8
15. 大学院入学前科目等履修制度	8
16. 単位互換協定	9
17. 研究会の単位について	9
18. 令和6年度開講科目について	9
19. 学部講義と合併している授業科目について	9
20. 実行教育課程表（修士課程）	10
II. 研究環境	14
1. 学習支援	14
2. 研究室の部屋割及び使用時間	14
3. 附属図書館の利用について	14

4. 法学政治学資料センターについて	14
5. ミーティングルームについて	15
6. コピーカードについて	15
7. 研究助成	15
8. 日本学生支援機構奨学金	16
9. 授業料	17
III. その他	18
1. 各種願出・届出	18
2. 学生証	19
3. 各種証明書発行	19
4. 大学院公用掲示板	19
5. 保健センター	19
6. 学生相談・ハラスメントに関する相談	20
7. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）	23
8. その他	23
9. 教育職員免許状について	24
IV. 大学院法学研究科における申し合わせ等	38
・博士課程修了に係る学位論文の提出及び審査に関する申し合わせ	38
・博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ	40
・研究大学院修士課程及び博士後期課程における研究指導計画についての申し合わせ	42
・法学研究科規程第6条第2項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ	43
・博士後期課程入学試験における筆記試験（外国語科目1科目）免除に関する申し合わせ	44
・北海道大学大学院法学研究科規程第6条第1項ただし書（修士課程の修了要件である在学期間の短縮）の運用について	46
・修士課程9月修了に関する申し合わせ	47
・修士論文及びリサーチペーパー等の公表について	48
・大学院留学生が研究生から入学する際の科目の取扱いについて	50
・法学研究科修士課程の修了に必要な単位に参入しうる他研究科等科目の単位数に関する申し合わせ	51
・法学研究科規程第6条第2項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ	52
・博士後期課程単位修得退学に関する申し合わせ	54
V. 規程関係	55
1. 北海道大学大学院通則	55
2. 北海道大学大学院法学研究科規程	80
3. 北海道大学学位規程	94
4. 北海道大学学位規程の運用に関する細則	108
VI. 令和6年度法学政治学専攻開講科目一覧	111
1. 修士課程	111
2. 博士後期課程	113
VII. 法学政治学専攻（修士・博士）のナンバリングについて	115
VIII. 引用の仕方―不正とされないために―	122

参 考

校舎平面図

令和6年度 授業日程

期 間	事 項
4月 1日 (月)	新入生ガイダンス
4月 5日 (金) ～ 7月31日 (水)	授業 (1学期)
5月31日 (金)	課程博士論文提出締切 (9/25授与分)
6月 7日 (金)	開学記念行事日～大学祭 (休講)
8月 1日 (木) ・ 8月 2日 (金)	補講日
8月 6日 (火) ～ 8月20日 (火)	1学期定期試験 (学部合併・L S関連科目のみ)
8月21日 (水) ～ 9月30日 (月)	夏季休業
8月26日 (月) ～ 9月13日 (金)	集中講義
9月30日 (月)	課程博士論文提出締切 (12/25授与分)
10月 1日 (火) ～ 1月30日 (木)	授業 (2学期)
11月29日 (金)	修士論文・リサーチペーパー題目届締切
12月25日 (木)	課程博士論文提出締切 (3/25授与分)
12月28日 (土) ～ 1月 5日 (日)	冬季休業
1月17日 (金)	大学入学共通テスト準備のため休講
1月28日 (火) ・ 29日 (水) ・ 31日 (金)	補講日
1月31日 (金)	修士論文・リサーチペーパー締切
2月 3日 (月) ～ 2月14日 (金)	2学期定期試験 (学部合併・L S関連科目のみ)
3月14日 (金)	研究経過報告書・事前審査論文提出締切 (博士後期課程)
3月25日 (火)	修士・博士学位記授与式
3月31日 (月)	課程博士論文提出締切 (6/30授与分)

※授業回数確保のため、以下のとおり曜日を振替えて授業を実施します。

- 7月31日 (水) → 月曜日授業
- 10月15日 (火) → 月曜日授業
- 11月 6日 (水) → 月曜日授業
- 1月30日 (木) → 月曜日授業

法学研究科長挨拶

本法学研究科は、北海道大学が平成12年4月から大学院大学となり大学院が大幅に拡充強化された際に、改めて北海道大学大学院法学研究科として再編成されました。それまで組織上「学部」に所属していた教員は「大学院法学研究科および同附属高等法政教育研究センター」に所属することになり、その結果、教員は、大学院における教育・研究や高等法政教育研究センターにおける先端的研究に従事しつつ学部の教育をも受け持つという形に変わりました。

その後、本研究科は、平成16年4月に法科大学院（法律実務専攻）を設置し、引き続き平成17年度から、経済学研究科や工学研究科とともに公共政策大学院を立ちあげました。同時期に、既存の大学院も「研究大学院（法学政治学専攻）」へと衣替えしました。これにより、修士課程のあり方が大きく変わりました。そこでは、「複眼的専門知」を身につけた専門的職業人の養成を新たな目的として掲げ、修士課程の教育は、研究者はもとより、企業法務・マスコミ・教員・公的機関の職員などを志望する学生、リカレント教育・生涯教育を希望する社会人、さらには現代日本の法学や政治学を学ぼうとする外国人留学生にも十分に対応できるものとなりました。また、近時の大学を取り巻く教育・研究環境の変化に対応すべく「世界知としての法学・政治学」という理念のもと、社会制度基盤としての法と政治に係る普遍的な知を獲得するとともに、国際的・実務的な視点も併せ持てるように、大学院の研究教育を再定位することとしています。

こうした目的を実現するために、修士課程のカリキュラムにも工夫を施しました。「複式履修」と「ステップ履修ガイドライン」がその代表的なものです。「複式履修」とは、修士課程の学生が、現代法政論・基礎法政論・比較法政論の3履修科目群の中から、自己の関心に応じていずれか1つの科目群を主履修科目群として選ぶとともに、他のいずれか1つの科目群を副履修科目群として選択し、今日の複雑な社会のニーズに対応した多角的な研究を進めるものです。「ステップ履修ガイドライン」は、修士課程1年次を複眼的専門知を概観するステップとし、2年次を複眼的専門知に習熟するステップとして段階的に位置づけるものです。「ステップ履修ガイドライン」により、履修科目を固定せず、学生各自の関心やニーズに即した個別的な履修指導を通じて、高度専門から高度発展へと学修のステップを整えることができます。その際、指導教員は主・副の2名体制として、履修指導の充実を旨としています。

その一方で、博士後期課程においては、研究者としての基礎的な能力の一層の充実を目指して、「コースワーク」を導入しました。ここでも、研究者となるために必要な思考能力・調査能力等をステップを踏んで身につけることが重視されています。

この講義要領からもお分かりいただけるように、本研究科では多様かつ豊富な講義や演習が用意されています。憲法・民法・刑法などの基本的な実定法領域での基礎的・先端的問題の研究、知的財産法などの先端的法分野の諸問題の研究、法と社会との関連についての理論的探求、現代の政治や行政過程の多角的な分析、国際社会における法と政治の変動の研究など、皆さんの選択の幅は大きく広がっています。そして、これらの研究の導きの糸となる外国語の文献講読等も豊富です。皆さんには、これらの授業科目を活かして学問探究を深め、学界をリードする研究者や社会に貢献できる専門的職業人を目指していただきたいと思います。

法学研究科長 尾崎 一郎

大学院法学研究科（法学政治学専攻）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院法学研究科（法学政治学専攻）（以下、「法学研究科」）は、本学が掲げる4つの基本理念（フロンティア精神、国際性の涵養、全人教育、実学の重視）の下に、法学及び政治学における高度な教育研究と先端的・学際的な教育研究を行うことにより、多角的な研究によって得られた知見に基づき、幅広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人の養成を教育目標としています。

法学研究科では、この目標とする人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を修士課程と博士後期課程について次のとおり定め、当該能力を身につけ、かつ所定の単位を修得し、学位論文の審査及び試験に合格した者に修士または博士の学位を授与します。

■修士課程

（複眼的専門知）——自分の専門分野だけでなく、これに関連する分野の知識も併せ持ち、問題の所在を多角的にとらえることのできる視野の広い専門知——を身につけた専門的職業人としての能力、すなわち、

- ・法学・政治学についての現代的動向・基礎理論・比較研究に関する専門的知識および分析能力
- ・法学・政治学についての理論的ないし実務的な観点からの研究方法を修得し、先行研究を適切に理解して、必要な分析・考察を的確に行う能力
- ・法学・政治学をめぐる現代的課題を具体的に把握する観察力と分析力を基盤として、自己の専門分野だけでなく、これに関連する分野の知識と併せて、問題の所在を幅広い視野から多角的に捉えることのできる能力
- ・自己の研究課題と検討結果を的確に説明・記述する能力ないし高度の専門性を必要とする知的職業を適切に遂行する能力

を有していること。

■博士後期課程

修士課程において修得した複眼的専門知を深めることにより専門研究を完成させ、国際的舞台で活躍できる能力も身につけた研究者・高度的職業人としての能力、すなわち、

- ・法学・政治学についての内外の研究ないし実務の動向に関する高度の専門的かつ複眼的な調査・分析能力
- ・自立した研究者として先端的・独創的な研究を完成させる高度の研究遂行能力
- ・国際的ないし学際的に交流・発信できる研究者としての高度の専門的言語能力
- ・専門的議論を発展させて学界に貢献する研究活動推進能力とともに、社会に知的還元を行うことのできる具体的問題解決能力ないし発信能力

を有していること。

大学院法学研究科（法学政治学専攻）の教育課程編成・実施の方針 （カリキュラム・ポリシー）

大学院法学研究科（法学政治学専攻）（以下、「法学研究科」）は、法学研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる人材を養成するため、次の特色ある取組みにより教育課程を編成し、実施します。

■修士課程

【複式履修（複眼的専門知の修得）】

多角的な研究を進めるため、学生が、「現代法政論」・「基礎法政論」・「比較法政論」の3履修科目群の中から、一つの主履修科目群に加え、他のいずれかの科目群を副履修科目群として選択する複式履修制度を実施します。また、主指導教員と副指導教員による複式指導も実施します。

【ステップ履修ガイドライン】

履修科目群を、基本的な授業科目を広く学修して高度な研究に必要な基礎を固めることを主眼とする「高度専門科目」と、それを踏まえて、専門的研究の趣旨に則した科目を中心に履修して修士課程の勉学を深めることを主眼とする「高度発展科目」とに区別し、学生が、複眼的専門知を概観するステップから複眼的専門知に習熟するステップへと、学修のステップを整えることを促すステップ履修ガイドラインを実施します。

【双方向的科目セッティング】

高度専門科目として、法科大学院及び公共政策大学院において開講される先端的の研究に関わる科目の一部、また、高度発展科目として、博士後期課程において開講される先端的の研究に関わる科目の一部を、それぞれ修士課程でも共通開講し、より深化した研究との交流を図る制度を実施します。

【学生の主体的な研究遂行を促すための取組み】

博士後期課程への進学を希望する学生については、専攻分野の研究会で、論文構想報告を行うことを義務づける制度を実施します。

【国際通用性の涵養】

アジア、北米、ヨーロッパの大学と交流協定を締結していることから、交換留学の機会を提供します。また、留学中に留学先で取得した単位について、法学研究科の単位として認定する制度を設けます。

【社会のニーズに対応した柔軟な修業】

2年の修業年限、また、4月入学・3月修了を標準としつつも、優れた成績を挙げた修士課程学生の修業期間を1年又は1年半に短縮することを認める短縮修了、職業等を有しているなどの事情のある学生について、標準修業年限を越えて在学したうえで課程を修了することを認める長期履修学生制度、10月入学・9月修了を認める制度、入学前に他の大学院や学部、外国の大学の大学院などで修得した単位を一定の限度で単位認定する制度などにより、社会の多様なニーズに対応します。

【教育の質の保証】

教務委員会においてカリキュラムのあり方を定期的に検討します。また、修士課程学生の研究について、学内外の研究者をまじえた各種の研究会において報告する機会を確保し、さらに、優れた修士論文を公表する査読付き媒体として『北大法政ジャーナル』（年1回刊行）、『北大法学論集』（年6回刊行）、『知的財産法政策学研究』（年2～3回刊行）を刊行することによって、教育の質について学界からのフィードバックを得て、教育の改善につとめます。

【学修成果の評価の方針】

I. 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととします。
2. 成績評価は、秀・優・良・可・不可の5段階で行います。
3. 本専攻における授業科目では、少人数の履修者の中での獨創性の涵養が重視され、学修成果の達成度を相対的に評価することに馴染まない面があることから、成績分布の目安は示さない。本専攻における授業科目では成績分布の目安は示しません。
4. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと、それに基づく成績評価の結果を、必要に応じて教務委員会で検証し、担当教員に「到達目標」の再検討を依頼します。

II. 成績評価の方法

1. 成績評価は、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行います。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできません。
3. 具体的な評価方法は、授業担当教員が定めます。

■博士後期課程

【コースワークの充実】

研究基礎能力の一層の充実を図るためのコースワークを実施します。その一環として、学生の広い視野を確保するため、研究会自由聴講科目を必修とします。また、国際通用性のある人材を養成するため、「外国語・クラシックス科目」や「外国語特別研究」を配し、外国語文献の講読に力を入れるほか、外国語での授業も展開します。

【学生の主体的な研究遂行を促すための取組み】

学生の主体的な研究遂行を促すために、各講座が認める研究会における博士論文の中間報告、研究経過報告書の提出、事前審査論文の提出を博士後期課程学生に義務づけます。さらに、指導教員の他に、研究アドバイザーとなる教員を配置し、きめ細かな複式指導を行ないます。

【国際通用性の涵養】

外国語文献の講読に力を入れ、外国語での授業も展開する（上記のとおり）のに加え、アジア、北米、ヨーロッパの大学と交流協定を締結していることから、交換留学の機会を提供します。また、留学中に留学先で取得した単位について、法学研究科の単位として認定する制度を設けます。

【社会のニーズに対応した柔軟な修業】

3年の修業年限、また、4月入学・3月修了を標準としつつも、優れた研究業績を上げた学生については修業期間を2年に短縮することを認める制度、職業等を有しているなどの事情のある学生について標準修業年限を越えて在学したうえで課程を修了することを認める長期履修学生制度、10月入学・9月修了を認める制度などにより、社会の多様なニーズに対応します。

【キャリア形成支援】

博士論文完成後の支援として、助教ポスト等の活用により、研究者としての助成を支援します。また、科学研究費補助金等への申請についてのきめ細かなアドバイスを行うことにより、研究者に求められる競争的資金獲得のノウハウを身につけることにも配慮します。

【教育の質の保証】

教務委員会においてカリキュラムのあり方を経常的に検討します。また、博士後期課程学生の研究について、学内外の研究者をまじえた各種の研究会において報告する機会を確保し、さらに、優れた論文を公表する査読付きの媒体として『北大法学論集』（年6回刊行）と『知的財産法政策学研究』（年2～3回刊行）を刊行する

ことによって、教育の質について学界からのフィードバックを得て、教育の改善につとめます。

【学修成果の評価の方針】

I. 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととします。
2. 成績評価は、秀・優・良・可・不可の5段階で行います。
3. 本専攻における授業科目では、少人数の履修者の中での独創性の涵養が重視され、学修成果の達成度を相対的に評価することに馴染まない面があることから、成績分布の目安は示しません。
4. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと、それに基づく成績評価の結果を、必要に応じて教務委員会で検証し、担当教員に「到達目標」の再検討を依頼します。

II. 成績評価の方法

1. 成績評価は、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行います。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできません。
3. 具体的な評価方法は、授業担当教員が定めます。

北海道大学大学院法学研究科（法学政治学専攻）
修士論文に係る評価基準

1. 基本要件

- （1）修士の学位を受ける者は、北海道大学大学院ディプロマ・ポリシー及び大学院法学研究科（法学政治学専攻）ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。修士論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
- （2）修士論文は、申請者が執筆したものとし、他人の研究成果を剽窃する箇所を含んではならない。
- （3）修士論文は、他人の著作権その他の知的財産権を侵害してはならない。
- （4）修士論文は、「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

2. 論文の構成

修士論文は、次の要件を満たす構成とする。

- （1）論文の題目が適切であること。
- （2）研究の背景が記述され、研究目的又は課題設定が明確であること。
- （3）目的又は課題に適合した研究方法により研究が行われていること。
- （4）目的又は課題に対応して結論が適切に導き出されていること。
- （5）引用文献が適切に用いられていること。
- （6）適切な章立てにより、記述がなされていること。

3. 内容

修士論文の内容は、次のような点において評価することが想定される。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員会に一任される。

- （1）専攻分野において一定程度の学術的価値を有する。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献をなすものを指す。
- （2）研究目的又は課題の選択や研究方法が適切である。
- （3）文献調査・フィールド調査・実験等及び先行研究を着実に踏まえて研究が行われている。
- （4）設定した研究目的又は課題と研究方法に従って資料を的確に収集・処理している。
- （5）新しい事実の発見や、独創的な分析・解釈・提案等を行っている。
- （6）論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられる。
- （7）適切な文章表現による論述が行われており、高いレベルで完結性を有する。

北海道大学大学院法学研究科（法学政治学専攻）
博士論文に係る評価基準

1. 基本要件

- （1）博士論文は、博士の学位を申請する者が北海道大学大学院ディプロマ・ポリシー及び大学院法学研究科（法学政治学専攻）ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な学術的価値と高い独創性を有するものでなければならない。
- （2）博士論文は、申請者が執筆したものとし、他人の研究成果を剽窃する箇所を含んではならない。
- （3）博士論文は、他人の著作権その他の知的財産権を侵害してはならない。
- （4）博士論文は、「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

2. 論文の構成

博士論文は、次の要件を満たす構成とする。

- （1）論文の題目が適切であること。
- （2）研究の背景が記述され、研究目的又は課題設定が明確であること。
- （3）目的又は課題に適合した研究方法により研究が行われていること。
- （4）目的又は課題に対応して結論が適切に導き出されていること。
- （5）引用文献が適切に用いられていること。
- （6）適切な章立てにより、記述がなされていること。

3. 内容

博士論文の内容は、次のような点において評価することが想定される。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員会に一任される。

- （1）専攻分野において国際水準での十分な学術的価値を有する。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献をなすものを指す。
- （2）研究目的又は課題の選択、ならびに研究方法の選択が、学界において一定の評価が得られるものである。
- （3）文献調査・フィールド調査・実験等及び先行研究を着実に踏まえて研究が行われている。
- （4）設定した研究目的又は課題と研究方法に従って資料を的確に収集・処理している。
- （5）研究資料の読解が正確であり、分析・解釈が的確である。
- （6）新しい資料又は事実の発見・利用、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さ、分析・解釈・提案等における独創性を有している。
- （7）論理的に一貫した構成と内容を有し、表現力も確かで、高いレベルで完結性を有する。

I. 履修の手引

以下の記載内容は、令和6年4月入学の学生を対象としています（10月入学の学生については、ここに記載されている期日や提出期限などは半年（6か月）ずれることになるので注意してください。）。他の学年の学生は、入学したときの学生便覧を参照してください。

研究大学院（修士課程）の設置

複眼的専門知を身につけた専門的職業人の養成を目的とした研究大学院修士課程を設置し、研究者・企業法務・マスコミ・教員などの知的職業人を志望する学生、リカレント教育・生涯教育を希望する社会人、現代日本の法学・政治学を学びとろうとする外国人留学生を受け入れます。

学生定員を1学年20名とします。

研究大学院（修士課程）カリキュラム

1. 複式履修（複眼的専門知の修得）

修士課程学生は、現代法政論・基礎法政論・比較法政論の3履修科目群の中から、自己の関心に応じていずれか一つの科目群を主履修科目群として選ぶと同時に、他のいずれか一つの科目群を副履修科目群として選択し、多角的な研究を進めます。学生は、修士修了年度の7月まで履修科目群を変更することができます。

2. ステップ履修ガイドライン

修士課程1年次を複眼的専門知を概観するステップ、2年次以降を複眼的専門知に習熟するステップとして段階的に位置づけます。

これに応じ、履修科目群を高度専門科目と高度発展科目に区別します。前者は基本的な授業科目を広く学修して高度な研究に必要な基礎を固めることを主眼とします。後者はそれを踏まえて、専門的研究の趣旨に則した科目を中心に履修して修士課程の勉学を深めることを主眼とします。ただし、この設定は、各ステップ固有の履修科目を固定するのではなく、学生各自の関心やニーズに則した指導教員（主・副2名）の個別的な履修指導を通じて、高度専門から高度発展へと学修のステップを整えるよう促すことを目的としています。

3. 双方向的科目セッティング

(1) 高度専門科目として、研究大学院の科目に加えて、法科大学院の先端・発展プログラム、公共政策大学院の根幹科目群などにおいて開講される、先端的研究に

関わる科目の一部を修士課程でも共通開講し、より深化した研究との交流を図ります。

- (2) 高度発展科目として、博士後期課程において開講される、先端的研究に関わる科目の一部を修士課程でも共通開講し、より深化した研究との交流を図ります。
- (3) 研究会及び外国語応用を含む共通科目群を設けて、研究の最前線での学修やその基礎となる語学力などの研鑽を図ります。

4. 単位認定

(1) 修業年限

標準修業年限は2年です。ただし、優れた成績を挙げた者については、1年ないし1年半の修学による修了を認めます。また、事情に応じて、長期履修や、10月入学、9月修了を認めることがあります。

(2) 一般的履修要件

- ① 要修得単位は、修士論文（又はリサーチ・ペーパー）を含み**36単位以上**とします。
- ② 3つの科目群から主履修科目群を1つ、副履修科目群を1つ選択します。修士修了年次の7月までに主・副の変更をすることができます。**主履修科目群から8単位以上、副履修科目群から4単位以上を修得することを要します。**
- ③ 共通科目群の中で、**研究会科目は修士課程修了時までに4単位以上修得する必要があります。**（9頁「研究会の単位について」参照）
- ④ 論文指導は4単位または2単位のいずれかを2年次の開始時に選択します。（5頁「修士論文、リサーチ・ペーパー」参照）
- ⑤ 大学院入学前履修制度による単位の認定は6単位を限度とします。（8頁「大学院入学前科目等履修制度」参照）
- ⑥ 外国人留学生が研究生時に取得した単位は、6単位を限度として算入を認めます。（50頁「大学院留学生が研究生から入学する際の科目の取扱いについて」）
- ⑦ 社会人について、入学前に公表された論文等を提出した場合、あるいは社会経験を踏まえた法学・政治学に関連するテーマについて10,000字以上のレポートを入学後2か月以内に提出した場合には、法学・政治学の理論的問題に関連した論文やレポートとして十分な意義があると判断されるとき、6単位を与えます。申請時期・方法は掲示により通知します

研究大学院（博士後期課程）の設置

研究大学院博士後期課程は、修士課程で修得した複眼的専門知の深化をめざして専門研究を完成することを目的とします。

学生定員を1学年15名とします。

研究大学院（博士後期課程）カリキュラム

1. コースワーク

博士後期課程にコースワークを導入し、研究基礎能力の一層の充実を目指します。

コースワークの要修得単位数は20単位とし、**外国語・クラシックス指定科目4単位、法政理論総合研究Ⅱ（研究会自由聴講）（※参照）1単位、及び論文指導8単位を必修とします。**

※「法政理論総合研究Ⅱ（研究会自由聴講）」について

この科目は、法学研究科及び公共政策大学院で行われる定期的な研究会もしくは研究プロジェクトによるシンポジウム、ワークショップ等のうち、**当該学生の専攻分野に関連する研究会とは異なる領域のものを対象として、各回のテーマへの学生の関心に応じて自由に出席して聴講し、レポートを提出することで単位を認める科目とし、高等法政教育研究センター提供科目として**設けています。

上記の「当該学生の専攻分野に関連する研究会とは異なる領域のもの」とは、当該学生の専攻分野に関連する研究会が所属する大講座とは異なった大講座に所属する研究会またはシンポジウム、ワークショップ等のことを指します。複数の大講座にまたがる教員が関係する研究会又はシンポジウム、ワークショップ等については、その研究会等の責任者たる教員が所属する大講座をもって領域を定めます。なお、公共政策大学院において開催される研究会又はシンポジウム、ワークショップ等で研究会等の責任者たる教員の所属が法学研究科における大講座以外である場合は、自由聴講の対象から除くことにします。

この科目の単位は、5回の自由聴講のうえ、その中で学生が特に関心を持ったテーマについてレポートを提出することによって、1単位を認めます。また、10回の自由聴講と2本のレポートが提出されたときには2単位を認め、これを単位認定の限度とします。年度をまたいだ場合もカウントすることが可能です。

前期に単位認定を希望する場合は7月末、後期に単位認定を希望する場合は1月末までに単位認定申請書に出席届及びレポートを添えて学事担当に提出してください。

レポートの提出をもって履修登録とみなし、通常の授業科目と同様の取扱いとなるので、提出する学期途中の休学はできません。

2. 事前審査論文

博士後期課程学生は、まず1年次終了時までには所属する大講座が認める研究会において「中間報告」（博士論文の構想発表や公開準備報告などを含む。）を行ったうえ、「研究経過報告書」を研究科長に提出します。

さらに、2年次終了時までに博士論文の「事前審査論文」（例えば、博士論文全体の序章と具体的な中身を構成する章のドラフト）を提出することとします。「事前審査論文」を提出しない者又は「事前審査論文」の審査に合格しない者については、退学の勧告を含めた教育的指導を行います。

特別の事情（病気、学業継続の困難）がある場合には、「中間報告」、2年次終了時における「事前審査論文」の提出期限の延長を認めることがあります。「事前審査論文」の審査に合格した者が1年以内に博士論文を完成することができない場合には、追加の「事前審査論文」を提出させ、再度の審査を実施します。

また留学や長期の資料収集などの事情が生じた場合には、それぞれの専門分野の特性や個人の事情を踏まえ、柔軟に対応することとします。（40頁「博士後期課程の研究指導に関する申し合わせ」参照）

3. 単位修得退学について

単位修得退学する者は、「博士後期課程単位修得退学に関する申し合わせ」（54頁参照）の要件を満たしている必要があります。

退学願の提出期限等単位修得退学の詳細については、掲示により通知します。

履修上の注意

1. 履修科目

履修科目は、指導教員が承認した授業科目とします。

2. 履修届の時期

履修届は、各学期の始めに所定用紙により提出しなければなりません。提出の時期は掲示により通知します。

なお、科目履修に際して、指導教員の承認が必要ですので、履修計画について、各指導教員と相談をしてください。

また、修士課程入学者の入学前の既修得単位の認定申請（大学院入学前履修制度による単位の認定申請を含む）については、掲示により通知します。

3. 修了要件

(1) 修士課程（修了要件の詳細は2頁「単位認定」参照）

修士課程を修了するためには、原則として、大学院に2年以上在学し、36単位以上を修得（論文指導Ⅰ（修士論文：4単位）又は論文指導Ⅱ（リサーチ・ペーパー：2単位）を含む）することが必要です。

(2) 博士後期課程（修了要件の詳細は3頁「コースワーク」参照）

博士後期課程を修了するためには、原則として、大学院に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ博士論文の審査及び試験に合格することが必要です。

4. 修士論文、リサーチ・ペーパー

修士課程の学生が選択する論文指導Ⅰ（修士論文：4単位）又は論文指導Ⅱ（リサーチ・ペーパー：2単位）の選択時期は、2年次の前期開始時（4月）とします。短縮修了予定者の論文指導Ⅰ又はⅡの選択時期は、1年次の10月末日までとします。

選択した論文指導ⅠからⅡ、又はⅡからⅠへの変更を希望する学生については、毎年度前期開始時（4月）に限り、変更を認めます（留年者のみ適用）。ただし、論文指導ⅠからⅡへの変更に限っては、リサーチ・ペーパー提出時の同時変更も認めます。

修士論文及びリサーチ・ペーパーの題目届の提出期限は、2年次の11月末です。

修士論文及びリサーチ・ペーパーの提出期限は、2年次の1月末（ただし、末日が土、日曜日の場合は、その前の金曜日）です。

なお、修士論文及びリサーチ・ペーパーは、その成果を『北大法政ジャーナル』に掲載しているため、参照してください。

5. 不正行為の禁止

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものです。万一不正行為があったときは、厳しく処分されます。ここでの試験には、小テスト等、学期末試験以外の試験も含まれます。学期中・学期末に提出するレポートも試験と同じ基準で判断されます。他人が作成したレポート（電子ファイルを含む）を複製したり加工したりして、自分のレポートとして提出することは認められません。また、レポート作成の際に文献やデータ（インターネット情報を含む）を引用・利用した場合には、その出所を明記しなくてはなりません。明記しない場合は不正行為と見なされます。

6. 短縮修了

修士課程の学生については、「優れた業績」をあげた場合、修士課程の修了要件である2年間の在学期間は短縮されることがあります。また、博士後期課程の学生についても、「優れた研究業績」をあげた場合、博士後期課程の修了要件である3年間の在学期間は短縮されることがあります。その要件については、指導教員に問い合わせてください。

7. 9月修了

修士課程に4月入学した学生のうち、在学期間の2年を超えてなお在学する者に9月修了を認めることがあります。

この場合、9月修了予定年度の前年度までに、修士論文又はリサーチ・ペーパーに関わる単位を除く修了要件単位を修得済みであることが要件となります。（47頁「修士課程9月修了に関する申し合わせ」参照）

8. 長期履修制度

本研究科法学政治学専攻（修士課程及び博士後期課程）では、職業等に従事しながら学ぶことを希望する学生の学習機会を一層拡大する観点から、長期履修学生制度を導入しています。

長期履修制度は、職業等を有している等の事情で、通常の学生よりも単位取得のための学習時間や研究指導を受ける時間が制限されるため、標準修業年限（修士課程2年、博士後期課程3年）を超えて在学しなければ課程を修了できないと考える者に、申請に基づき、研究科が審査・許可した上で、一定の期間にわたり在学し、計画的に教育課程を履修して修了する制度です。

申請資格、申請手続き等は掲示でお知らせします。

なお、長期履修の申請に当たっては、事前に、指導教員とよく相談をしてください。

9. 修士課程から博士後期課程への進学について

修士課程の在籍者及び修了者が、以下の要件を満たしている場合は、博士後期課程入学試験において、筆記試験（外国語科目1科目）が免除されます。（44頁「博士後期課程入学試験における筆記試験（外国語科目1科目）免除に関する申し合わせ」参照）

- ① 修士論文（4単位）を提出すること。
- ② 修士課程入試時に外国語科目及び専攻分野の科目を選択して受験し、2科目110点以上、各科目50点以上の得点を得ていること、かつ専攻分野の科目に関する60分の面接試験を受け、研究者志望で合格していること。
- ③ 外国語指定科目を2科目以上履修していること。
- ④ 修士修了予定年度の11月末を目処に、専攻分野の研究会で、主・副指導教員の出席のもとに論文構想報告を行うこと。

※特に注意を要する点は、以下のとおりです。

②の要件を満たしていない場合でも、博士後期課程入学試験の出願時までに科目補充試験に合格したときは、②の要件を満たしたものとします。なお、毎年2回（修士課程入学試験と同時期を予定）、科目補充試験が実施されますが、博士後期課程を受験する予定の年度の直前の1月又は2月に実施される科目補充試験を受けて直後の博士後期課程の受験はできません。例えば、修士課程2年次在学中に当該年度の1月又は2月の科目補充試験を受けて合格した場合であっても、博士後期課程を受験できるのは翌年度の8月に実施される入試からとなりますので、注意してください。

科目補充試験の申請期間は掲示により通知します。

10. 学部の授業科目及び専門横断科目の履修について

修士課程の学生について、法学部で展開される科目に関し、指導教員及び履修科目の当該教員の許可を得て履修を認めることがあります。ただし、修了要件としては8単位までを算入できるものとします。また、他学部及び専門横断科目の授業科目に関しても、当該科目の教員がシラバス上で「他学部履修可」としており、かつ指導教員の許可を得た上で履修し、4単位まで修了要件の単位として算入することができます。なお、外国人留学生については、学部の授業科目について履修の上限を設けないものとし、修了要件の単位とするのは10単位を超えないものとします。（43頁「法学研究科規程第6条第2項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ」参照）

11. 他の研究科、学院若しくは教育部の授業科目及び大学院共通授業科目の履修について

修士課程の学生について、他の研究科、学院若しくは教育部（公共政策学教育部）の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目に関し、指導教員及び履修科目の当該教員の許可を得て履修を認めることがあります。ただし、修了要件としては18単位までを算入できるものとします。（43頁「法学研究科規程第6条第2項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ」参照）

博士後期課程の学生について、他の研究科、学院若しくは教育部（公共政策学教育部）の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目に関し、指導教員及び履修科目の当該教員の許可を得て履修を認めることがあります。ただし、修了要件には算入できません。

12. 他の大学の大学院で修得した単位、外国の大学の大学院等での学修の成果について

他の大学の大学院で修得した単位、外国の大学の大学院又は国際連合大学での学修の成果が法学政治学専攻の修得単位の一部と認められる場合があります。（ただし、修了要件の単位として認められるのは、15単位を超えない範囲です。法学研究科規程第9条を参照のこと）また、他の大学の大学院などでの研究指導が認められる場合があります（修士課程の学生は1年以内）。

13. 休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について

学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、法学政治学専攻における授業科目の履修により修得したものと認められる場合があります（ただし、修了要件の単位として認められるのは、12.の単位と合わせて15単位を超えない範囲です。法学研究科規程第9条の2を参照のこと）。

14. 入学前の既修得単位の認定

本研究科に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院において学修した成果を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものと認められる場合があります（ただし、修了要件の単位として認められるのは、15単位を超えない範囲です。法学研究科規程第10条を参照のこと）。

15. 大学院入学前科目等履修制度

北海道大学法学部を卒業して本研究科修士課程に入学した学生に対して、入学前

年度の法学部在学時に本研究科法学政治学専攻修士課程において開講された授業科目、又は、本学の他大学院及び他の大学の大学院の授業科目（但し学部生の科目等履修が認められた場合に限る）を科目等履修した場合、入学前の既修得単位として認める制度があります。この大学院入学前履修科目の認定申請については、掲示により通知します。なお、認定単位数は、14.の単位数を含めて、15単位までです。いずれの科目も、学士課程の修得科目として参入されている場合には認定できません。

16. 単位互換協定

小樽商科大学大学院商学研究科、北海学園大学大学院法学研究科及び協定を結んでいる外国の大学とは、それぞれ単位互換協定及び授業料相互不徴収協定が結ばれています（詳細は学生担当窓口にお問い合わせのこと）。

※ 上記の12.～16.の制度により修了要件単位として認められる単位数は、全てを合わせて15単位までとなります。

17. 研究会の単位について

以下の各研究会は、授業科目として単位が認められています。なお、具体的な単位取得要件は、各研究会で決定されます（振替科目名については、13頁を参照のこと）。

公法研究会、民法研究会、民法理論研究会、知的財産法研究会、刑事法研究会、労働判例研究会、社会保障法研究会、経済法研究会、法理論研究会、政治研究会

18. 令和6年度開講科目について

今年度の開講科目は111頁のとおりです。なお、学生の要望に応じて内容等を変更することがあります。また、必要に応じて追加開講されるものもあります。追加、変更などの場合は、その都度掲示しますので、注意してください。

19. 学部講義と合併している授業科目について

学部の講義と合併して展開される大学院の授業科目については、学部でその講義の単位を取得した学生には単位を認定しません。

ただし、講義内容が異なるなど特別な事情のある場合には、講義担当教員と講座責任者の協議により単位認定することがあります。学部の演習と合併して展開される大学院の授業科目については、単位を認定します（ただし、入学前履修科目として単位認定を受けた科目は履修できません。）。

20. 実行動教育課程表（修士課程）

授業科目	単位数	現代法政論	基礎法政論	比較法政論	共通科目群	高度専門	高度発展	備考	修士課程 修了要件
司法制度論	2	★				○			3科目群(現代法政論、基礎法政論、比較法政論)から主履修科目群1つ、副履修科目群1つ以上を修得すること。
行政訴訟論	2	★				○			
環境法	2	★				○			
情報法	2	★				○			
租税法Ⅰ	2	★				○			
租税法Ⅱ	2	★				○			
地方自治法	2	★				○			
現代取引民法	2	★				○			
現代生活民法	2	★				○			
現代金融法	2	★				○			
現代企業法Ⅰ	2	★				○			
現代企業法Ⅱ	2	★				○			
現代保険法論	2	★				○			
現代倒産・執行法Ⅰ	2	★				○			
現代倒産・執行法Ⅱ	2	★				○			
現代知的財産法Ⅰ	2	★				○			
現代知的財産法Ⅱ	2	★				○			
現代刑事法論	2	★				○			
刑事司法論	2	★				○			
現代労働法政策	2	★				○			
福祉法政策学	2	★				○			
現代経済法Ⅰ	2	★				○			
現代経済法Ⅱ	2	★				○			
政策過程論	2	★				○			
政策評価論	2	★				○			
行政マネジメントⅠ	2	★				○			
行政マネジメントⅡ	2	★				○			
現代法政論	[2]	★				○			
憲法学特殊演習	[2]	★					○		
憲法学特殊講義	[2]	★					○		
行政法学特殊演習	[2]	★					○		
行政法学特殊講義	[2]	★					○		
民法学特殊演習	[2]	★					○		
民法学特殊講義	[2]	★					○		
商法学特殊演習	[2]	★					○		
商法学特殊講義	[2]	★					○		
民事手続法学特殊演習	[2]	★					○		
民事手続法学特殊講義	[2]	★					○		
知的財産法学特殊演習	[2]	★					○		
知的財産法学特殊講義	[2]	★					○		
刑法学特殊演習	[2]	★					○		

授業科目	単位数	現代法政論	基礎法政論	比較法政論	共通科目群	高度専門	高度発展	備考	修士課程 修了要件
刑法学特殊講義	[2]	★					○		修了要件(4単位)又はリサーチ・ペーパー(2単位)を含む36単位以上を修得すること。
刑事手続法学特殊演習	[2]	★					○		
刑事手続法学特殊講義	[2]	★					○		
労働法学特殊演習	[2]	★					○		
労働法学特殊講義	[2]	★					○		
社会保障法学特殊演習	[2]	★					○		
社会保障法学特殊講義	[2]	★					○		
経済法学特殊演習	[2]	★					○		
経済法学特殊講義	[2]	★					○		
行政学特殊演習	[2]	★					○		
行政学特殊講義	[2]	★					○		
現代法政論特殊演習	[2]	★					○		
現代法政論特殊講義	[2]	★					○		
法政理論特殊演習	[2]	★	★	★			○		
法政理論特殊講義	[2]	★	★	★			○		
立法過程論	2	★				○			
私法秩序論	2	★				○			
現代刑事法	2	★				○			
法思想史	2	★				○			
現代法哲学	2	★				○			
現代法社会論	2	★				○			
現代法理論	2	★				○			
法と経済学	2	★				○			
法情報学	2	★				○			
フェミニズム法学	2	★				○			
日本法史	2	★				○			
西洋法史	2	★				○			
ローマ法	2	★				○			
公共哲学	2	★				○			
現代日本政治外交論	2	★				○			
アジア政治外交論Ⅰ	2	★				○			
アジア政治外交論Ⅱ	2	★				○			
現代ヨーロッパ政治外交論	2	★				○			
現代アメリカ政治外交論	2	★				○			
現代日本政治思想	2	★				○			
現代欧米政治思想	2	★				○			
基礎法政論	[2]	★					○		
法哲学特殊演習	[2]	★					○		
法哲学特殊講義	[2]	★					○		
法社会学特殊演習	[2]	★					○		
法と経済学特殊演習	[2]	★					○		

授 業 科 目	単 位 数	現 代 法 政 論	基 礎 法 政 論	比 較 法 政 論	共 通 科 目 群	高 度 専 門	高 度 発 展	備 考	修士課程	
										修了要件
法史学特殊演習	[2]		★				○			
法史学特殊講義	[2]		★				○			
政治学特殊演習	[2]		★				○			
政治学特殊講義	[2]		★				○			
政治史学特殊演習	[2]		★				○			
政治史学特殊講義	[2]		★				○			
政治思想史学特殊演習	[2]		★				○			
政治思想史学特殊講義	[2]		★				○			
基礎法政論特殊演習	[2]		★				○			
基礎法政論特殊講義	[2]		★				○			
国際人権法	2		★			○				
国際組織法	2		★			○				
国際環境法	2		★			○				
比較私法制度論	2		★			○				
比較民法理論	2		★			○				
国際経済法	2		★			○				
現代法思想	2		★			○				
比較法文化論	2		★			○				
英米法	2		★			○				
ヨーロッパ法	2		★			○				
アジア法	2		★			○				
涉外取引	2		★			○				
現代政治分析	2		★			○				
福祉社会政策論	2		★			○				
比較政府間関係論	2		★			○				
外交安全保障論	2		★			○				
国際政治経済論	2		★			○				
比較法政論	[2]		★			○				
国際法学特殊演習	[2]		★				○			
国際法学特殊講義	[2]		★				○			
国際私法学特殊演習	[2]		★				○			
国際私法学特殊講義	[2]		★				○			
比較法学特殊演習	[2]		★				○			
比較法学特殊講義	[2]		★				○			
比較政治学特殊演習	[2]		★				○			
比較政治学特殊講義	[2]		★				○			
国際政治学特殊演習	[2]		★				○			
国際政治学特殊講義	[2]		★				○			
比較法政論特殊演習	[2]		★				○			
比較法政論特殊講義	[2]		★				○			

授 業 科 目	単 位 数	現 代 法 政 論	基 礎 法 政 論	比 較 法 政 論	共 通 科 目 群	高 度 専 門	高 度 発 展	備 考	修士課程	
										修了要件
公法総合演習Ⅰ	[2]									
公法総合演習Ⅱ	[1]									
民法法総合演習Ⅰ	[2]									
民法法総合演習Ⅱ	[1]									
私法論総合演習Ⅰ	[2]									
私法論総合演習Ⅱ	[1]									
知的財産法総合演習Ⅰ	[2]									
知的財産法総合演習Ⅱ	[1]									
刑事法総合演習Ⅰ	[2]									
刑事法総合演習Ⅱ	[1]									
社会法総合演習Ⅰ	[2]									
社会法総合演習Ⅱ	[1]									
経済法総合演習Ⅰ	[2]									
経済法総合演習Ⅱ	[1]									
法理論総合演習Ⅰ	[2]									
法理論総合演習Ⅱ	[1]									
法文化総合演習Ⅰ	[2]									
法文化総合演習Ⅱ	[1]									
政治学総合演習Ⅰ	[2]									
政治学総合演習Ⅱ	[1]									
法政理論総合演習Ⅰ	[2]									
法政理論総合演習Ⅱ	[1]									
外国語特殊演習Ⅰ	[2]									
外国語特殊演習Ⅱ	[2]									
法政理論応用演習	[2]									
海外留学Ⅰ	[1]									
海外留学Ⅱ	[2]									
海外留学Ⅲ	[3]									
海外留学Ⅳ	[4]									
論文指導Ⅰ	4									
論文指導Ⅱ	2									

※ 単位数欄中の数字に [] のつてある授業科目は、複数の講義題目により行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

II. 研究環境

1. 学習支援

学生のみなさんの勉学意欲を喚起し、効果的な学習を支援するため、教務委員、学生委員の配置など、きめ細かな学習支援体制を整備します。

教 務 委 員	山木戸 勇一郎 教授	研究室 5 2 1
	松 尾 誠 紀 教授	〃 5 1 9
学 生 委 員	津 田 智 成 准教授	研究室 3 0 6
	徐 行 教 授	〃 6 2 4
留 学 生 委 員	郭 薇 准教授	研究室 4 2 4
	牧 佐 智 代 教 授	〃 4 2 0
研 究 室 委 員	横 路 俊 一 准教授	研究室 5 0 6
	牧 佐 智 代 教 授	〃 4 2 0

2. 研究室の部屋割及び使用時間

大学院学生の研究室の部屋割については、研究室委員が行います。決定した研究室の鍵は使用者に貸与します（紛失時は、自己弁済）。

また、研究室の使用時間は7時から22時までとなっていますので、使用時間を厳守してください。研究室内の清掃及び整理整頓は自主的に使用者が行ってください。研究室では、周囲に気を配り、静粛な環境を保つことを心掛けてください。特に、私語や音楽による騒音などの迷惑行為は厳に慎むようにしてください。なお、研究室が狭隘になった場合、研究室を移動したり、また、使用できない場合があります。

3. 附属図書館の利用について

附属図書館の開館時間、利用方法等については、附属図書館が発行する「図書館利用案内」等を参照してください。

4. 法学政治学資料センターについて

法学政治学資料センター（本研究科研究棟2階215室）では、新刊雑誌、法令・判例集、法律辞典、法学政治学分野のデータベースが利用できます。当室の

受入雑誌をもとに作成する「判例カード」を本研究科のホームページに公開しており、2名のスタッフが資料についての問い合わせにも対応しています。

5. ミーティングルームについて

本研究科研究棟2階に「ミーティングルーム」（206、216及び217室）があります。教員および学生が日常的に親しく学術・教育の情報・意見等を交換し、相互理解と啓発をはかる目的で設置されています。利用時間は、7時から22時までです。

6. コピーカードについて

複写機については、カードシステムを採用し、1階事務室前複写室及び2階コピー室（213室）に設置している複写機をそれぞれ利用できます。

各年度でのコピーの使用限度は、年間、修士課程学生は1,500面、博士後期課程は3,500面です（モノクロ）。

（片面コピー＝1面、両面コピー＝2面、Nアップ・片面コピー＝1面、Nアップ・両面コピー＝2面でカウントします。）

複写機ごとに使用限度数が登録されており、設定限度数は以下のとおりです。使用限度を超えた場合、当該複写機は使用できません。新年度にリセットされます。使用限度を超えなかった分については、翌年度に繰り越しはしません。

修士課程

1階事務室前複写室2台：1台500枚 / 2階コピー室（213室）：500枚

博士後期課程

1階事務室前複写室2台：1台1,250枚 / 2階コピー室（213室）：1000枚

なお、学籍上の異動（休学、退学、留学等）があった場合は、速やかにコピーカードを学生担当窓口へ返却しなければなりません。

また、コピーカードは原則として再発行しませんので、保管・取扱いは十分注意してください。

7. 研究助成

(1) 日本学術振興会特別研究員制度

優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的として、大学院博士後期課程在学者（DC）及び大学院博士後期課程修了者（PD）等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希

望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給する制度です。この募集は、毎年3月上旬に掲示によりお知らせします。

(2) 法学研究科・法学部学術振興基金

法学研究科・法学部学術振興基金から旅費等が補助されることがあります。その内容等については、掲示によりお知らせします。

(3) 民間の奨学金、研究補助関係

募集があり次第、その都度掲示によりお知らせします。

8. 日本学生支援機構奨学金

(1) 日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していただくことになります。申込みの際は、あなたの経済状況や人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

(2) 奨学金の種類

- ① 大学院第一種奨学金＝無利子貸与
- ② 大学院第二種奨学金＝有利子貸与

(3) 奨学金の申込み条件

奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から本学の選考委員会等で選考し、機構に推薦します。機構では、審査のうえ採用候補者を決定します。基準を満たしていても予算の関係で採用候補者に決定されない場合がありますので、ご注意ください。

なお、次の者は推薦できません。

- ① 収入基準額を超える者（収入基準額については、日本学生支援機構のホームページ<https://www.jasso.go.jp/index.html>等で確認してください。）
- ② 修業年限を超えて在学する者（修業年限には病気等による休学期間は含まれません。）
- ③ これまでに機構から大学院の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。

(4) 奨学金継続願

「奨学金継続願」とは、奨学生に対して奨学金の継続の意思を確認するものであり、毎年1回奨学生本人が自ら判断して機構に提出しなければなりません。「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）後、大学が適格基準に基づき継続の可否を判断する適格認定を行います。所定の期間内に「奨学金継続願」が提出されないことと次年度から貸与が打ち切られるので、ご注意ください。

(5) 特に優れた業績による返還免除について

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

免除の申請は希望者が行うものですが、本学の推薦が必要となります。

詳細については、掲示等で通知します。

9. 授業料

1期分（半年間）の授業料が未納の場合は、理由の如何に関わらず本学大学院通則第20条第4号に基づき除籍となりますので、納付を遅滞することのないよう十分に注意してください。

本学大学院通則第33条に規定する入学科の額及び授業料の年額は、令和6年4月1日現在次のとおりです。

区 分	授業料の年額	入 学 料
大学院の研究科	535,800円	282,000円

注記：授業料の年額が改定された都度、在学者に適用される制度（スライド制）が適用されます。なお、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者等に対して、授業料を免除する制度があります。詳細については、掲示で周知します。

Ⅲ. その他

1. 各種願出・届出

休学、退学、留学及び学術調査のための海外渡航等をする場合は、事前に学生担当窓口へ願い出て許可を受けなければなりません。

(1) 休学願

病気その他の事由により休学（2か月以上）を願い出るときは、本研究科所定の休学願を学生担当窓口で受け取り、研究科長宛に願い出て（病気の場合は医師の診断書等添付）許可を受けてください。手続きが遅れるとその期の授業料を納付しなければなりませんので、あらかじめ十分に注意してください。

願い出は年度毎となりますので、長期休学を要する場合は、まず当該年度分を願い出て、後日新年度の更新分を改めて願い出る必要があります。

(2) 復学願

病気その他の事由により休学中の者が、その事由が消滅して復学しようとする場合には、本研究科所定の復学願を学生担当窓口で受け取り、それにより研究科長宛に願い出て許可を受けてください。

(3) 退学願

病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、本研究科所定の退学願を学生担当窓口で受け取り、その事由を詳しく明記し、連帯保証人と連署で、かつ指導教員の確認を受け、研究科長宛に願い出て許可を受けなければなりません。

(4) 連絡先変更届

学生本人又は、連帯保証人の現住所・電話番号の変更、「授業料納入のお知らせ」送付先区分の変更があった際は、所定の「連絡先変更届」により遅滞なく届け出てください。

(5) 改姓（名）届

改姓（名）の届け出については、所定の用紙のほか戸籍抄本の添付を必要とします。

(6) その他

その他の諸届については、学生担当窓口にお問い合わせください。

2. 学生証

学生証は、入学した年度の4月に交付します。交付された学生証は標準修業年限まで使用しますので、取り扱いに注意し、学生証裏面の注意事項を遵守してください。

また、学生担当窓口における各種手続きの際にその都度提示を求めますので、常に携帯してください。

3. 各種証明書の発行

各種証明書の発行については、学生担当窓口で「証明書発行願」により願い出てください。願い出を受理した日の土日・祝日を除いた翌々日の午後以降に発行します。ただし、在学証明書、成績証明書、修了見込証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）（旅客鉄道会社の割引普通乗車券を購入する場合に使用）及び健康診断証明書については、以下に記載の場所に設置されている証明書自動発行装置（ACM）の操作により入手してください。発行操作には、学生証が必要となります。

※証明書自動発行装置（ACM）の設置場所は次のとおりです。

- ① 文系共同講義棟2階ホール
- ② 高等教育推進機構1階ロビー
- ③ クラーク会館センターホール
- ④ 工学部正面玄関ロビー
- ⑤ 農学部正面玄関横
- ⑥ 薬学部正面玄関ホール
- ⑦ 環境科学院正面玄関ロビー

- ・利用時間：月曜日から金曜日の9：00から17：00まで（ただし、祝日、年末年始の期間及び年度初め等のデータ更新時期を除きます。）
- ・証明書の発行枚数：在学証明書、成績証明書、修了見込証明書は1日4枚まで、学割証は及び健康診断証明書は1日5枚までです。

4. 大学院公用掲示板

各連絡事項等は、法学研究科・法学部玄関横のホール及び事務室前に設置されている掲示板等により周知しますので、常に注意してください。

5. 保健センター

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、毎年1回4月に実施されます。学生は、健康診断を受けるよう義務付けられていますので、必ず指定された期間（掲示により通知）を受けて

ください。なお、この定期健康診断の全ての診断項目を受診しなければ、健康診断書等の発行ができません。

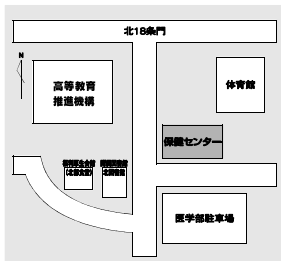
(2) 健康相談・診療・カウンセリング

カウンセリングを希望する場合は、まず精神衛生相談を受診してください。

診療			カウンセリング	
診療科目	曜日	受付時間	曜日	相談時間
内科	月～金	13:00～15:30	月～金	午前・午後
精神衛生相談	月～金	13:00～15:30		
	電話予約窓口：011-706-5418			
相談科目	曜日	相談時間		
歯科相談	予約制	予約は学内のパソコンにて保健センターホームページから予約してください(学内のパソコンのみアクセス可能)。		

なお、診療は事情により休診となる場合がありますので、休診情報（保健センターホームページ）を確認してください。

◎保健センターの場所（札幌市北区北16条西7丁目）



6. 学生相談・ハラスメントに関する相談

本学には、身体的・精神的に自分の健康について何か心配、気になることがあるとき、また、修学上の問題や人間関係等の多様な悩みごとに応じる相談室等があります。悩み等があるときは、気軽に相談室を利用してください。

(1) 文学部・法学部学生相談室

法学研究科・法学部では、文学院・文学部と共同で学生相談室を設置しています。専門のカウンセラーが在室しており、どんな小さなことについても相談に応じますので、気軽に利用してください。

① 開室時間

毎週火曜日及び金曜日（祝日・休日を除く）13:00～17:00

※予約は、原則Eメールで行ってください。予約メールは月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）8:30～17:00まで対応しています。

メールアドレス：letsoudan@let.hokudai.ac.jp

② 場 所：文学部管理棟2階

③ 相談員：カウンセラー 大崎 明美 先生

文学部・法学部学生相談室カウンセラーより

私はカウンセラーで臨床心理士の大崎です。学生相談室は、あなたの抱えている心の問題や悩みに最もふさわしい解決を目指してカウンセリングを行うところです。

学生生活は、修学・研究とともに将来の進路を選択する場でもあり、自分を見つめ直すことは、勉学の一方にある学生の仕事とってよいかもしれません。ときに様々なことが困難と感じられ、悩みや課題を抱えることがあるかもしれません。今まで面白いと思っていたことが色あせて中途半端のように感じたり、自分だけが周りや違つてうまくいかず取り残されているように思ったりすることがあるかもしれません。「何をしても面白くない」「やる気が起きない」「人が会うのがつらい」「寝つきが悪い」「大学に来ることが難しい」等々不調感がありましたら、ぜひ相談に来てください。

学生相談室で話された内容は、守秘義務に基づきあなたの許可なく他人に開示することはありません。ちょっとした質問や気がかりなことでも、どうぞお気軽に相談ください。

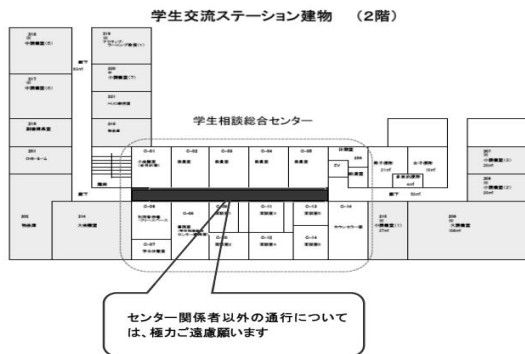
(2) 全学学生相談総合センター・学生相談室

学生相談総合センター・学生相談室では、月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）の以下の時間に相談の申し込みを受け付けています。相談を希望する場合は、事前に予約していただくと便利です（予約優先）。

受付時間	月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）9:00～17:00
相談対応時間	月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）9:00～18:00
電話予約	011-706-7463
メール予約	yoyaku@sacc.hokudai.ac.jp

◎全学学生相談総合センターの場所（札幌市北区北15条西8丁目）：

学生交流ステーション2階



(3) ハラスメント相談室

ハラスメント相談室では、専門相談員が毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）の10:00～17:00に相談を受け付けています。相談を希望される方は、事前に電話・メールで予約をしてください。

- ・電話：011-706-2096 又は 011-706-2862
- ・E-mail：soudan@general.hokudai.ac.jp

7. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

「学研災」は、国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合及び通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合の補償のために加入するものです。

「学研賠」は、日本国内外において、保険期間中に学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上支払わなければならない損害賠償金について、補てん限度額の範囲内で補償を行うもので、インターンシップ・教育実習活動等で加入が必要となります。

なお、詳しくは、別途配付している「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険（学研賠）」のパンフレットを参照してください。

8. その他

- (1) 法学研究科・法学部管理棟1階事務室横の西側玄関付近に、研究室毎のメールボックスを設置しています。各研究室でメールボックスの鍵の管理者を決め、鍵の管理者は常にメールボックスの中を確認し、投函されているものがある場合には、すみやかに各自習室へ持って行ってください。
- (2) 学生の自動車・オートバイ等による通学（構内通行）は禁止しています。
- (3) 建物内は、全て禁煙です。

9. 教育職員免許状について

●教員免許を取得しようとする学生諸君へ はじめに

諸君の中には北海道大学で教育職員免許状（教員免許）を取得できることを知って、自分も教員となるための免許状を取得したいと考えた人がいるかもしれない。その考えは、北海道大学で学んだ専門性を生かして教員となることで、教育界で果たす役割も大きいものとなりうる可能性を秘めている。

今、教員は国際化、高度な情報化など時代に適応できる資質が求められている。さらに、幅広い視野、深い知識及び豊かな人間性を備えなければならない。また、教員一人ですべての分野をカバーすることは難しく、それぞれの得意分野で活躍することが望まれる。

幸い諸君は基幹総合大学である北海道大学に学ぶことで、多様な資質を身につけて社会に巣立つことになるので、教員となってそれらを最大限に生かして社会に還元することもすばらしいことである。

ここでは、北海道大学で取得できる教育職員免許状とはどのようなもので、どのような仕組みになっているかを説明する。

1) 教育職員免許状とは？

教育職員〔小・中・高等学校、特別支援学校及び幼稚園の教員〕となるためには、教育職員免許法で定められた一定の資格要件を満たした上で免許状を授与されることが必要である。この後、教育職員としての活動を行うことができる。教員養成は基本的に大学において行うことになっており、幅広い視野と高度の専門的知識を備えた人材を広く求めるため、教員養成大学・学部のみならず、一般大学・学部においても教員養成を行っている（開放制の教員養成という）。これは画一的な教員像を求めるのではなく、多様な資質を持つ個性豊かな人材を求めるためである。

北海道大学では、現在、9学部・11大学院において免許状を取得できる教職課程を開設している（詳細は、後頁の表5及び表6を参照）。

教職課程で教員となるための必要単位数を修得し、本人からの申請で教育委員会から中学校教諭または高等学校教諭普通免許状（教科別）あるいは特別支援学校教諭免許状が授与される（一種または専修免許状）。なお、北海道大学には小学校及び幼稚園の教員になるための教職課程はない。

2) 普通免許状の種類と基礎資格

現行の教育職員免許法では、普通免許状に以下の3種類のものであり、それぞれの基礎資格は次のように定められている。

- (1) 二種免許状 短期大学卒業程度を基礎資格とするもの
- (2) 一種免許状 学士の学位を有すること
- (3) 専修免許状 修士の学位を有すること

これらの免許状はすべての都道府県で有効である。

なお、普通免許状の外に、特別免許状及び臨時免許状があるが、それらは“大学における養成による免許状”ではないので説明は省略する。

3) 教育職員免許状取得に必要な科目の種類と単位数

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」等を履修することで教育職員免許状の取得に必要な単位を修得できる。これらの科目を履修することは、卒業に必要とされるよりも多くの単位を取ることになるので、十分考えて計画的に履修する必要がある。それぞれの免許状に必要な単位数は表1のとおりである。

表1 教育職員免許状取得に必要な科目の種類と単位数

免許状の種類		中学校	高等学校	特別支援	特別支援		
		教諭一種免許状	中学校教諭専修免許状	教諭一種免許状	高等学校教諭専修免許状	学校教諭一種免許状*3	学校教諭専修免許状*4
教科及び教職に関する科目	A	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目		28	24	中学校又は高等学校教諭の普通免許状授与資格を有すること	
	B	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目					10
		第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10	8		
		第五欄 教育実践に関する科目		7	5		
	C	第六欄 大学が独自に設定する科目	4*1	28 (4*1+24)	12		36 (12+24)
	D	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8*2				
	E	特別支援教育に関する科目	—				26

注*1 中学校教員免許を取得しようとする場合は、「大学が独自に設定する科目」として「介護等体験実習」（1単位）が必修科目です〔小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）〕。

注*2 日本国憲法（2単位）、体育（2単位）、外国語コミュニケーション（2単位）、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作（2単位）の8単位である。

注*3 教育学部のみ

注*4 教育学院のみ 専修免許状は、取得した一種免許状に定められている教育領域について取得できます。

例) 一種免許状には知的障害者・肢体不自由者・病弱者の3領域を定めている場合→専修免許状には知的障害者・肢体不自由者・病弱者の3領域が定められます。

4) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修について（表1のA欄）

教科及び教科の指導法に関する科目は、表2のとおり「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」に区分される。

「教科に関する専門的事項」に対応する開設授業科目は、各学部の教職課程で異なり、それぞれの学部から配付される『学生便覧』に掲載されている。20単位以上を修得する必要がある。

「各教科の指導法」は、中学校教諭免許状では8単位、高等学校教諭免許状では4単位を修得する必要がある。取得しようとする免許教科によって修得する科目が異なるので、各学部の学生便覧を参照すること。開講時期・教室などについては教職関連の掲示板に掲示される。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得することを必要とする最低単位数（中学校教諭免許状では28単位、高等学校教諭免許状では24単位）を超えて履修した単位数は、項目6)で説明する「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することができる。なお、2つ以上の教科の免許状を取得する場合、他方の教科の教科教育法の単位は、免許取得に必要な59単位に算入されないので、注意すること。

表2 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	必要単位数	左記に対応する 本学での開設授業科目	単位数	履修可能 年次	中学 一種	高校 一種
・教科に関する専門的事項	20	各学部の学生便覧参照			20単位以上	
・各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中8 高4	教科教育法(各教科Ⅰ)	2	2~	○	○
		教科教育法(各教科Ⅱ)	2	2~	○	○
		教科教育法(各教科Ⅲ)	2	2~	○	
		教科教育法(各教科Ⅳ)	2	2~	○	
最低必要単位数合計					28	24

○印は、本学教職課程における必修科目を示す。

5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」の履修について（表1のB欄）

教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の総称）は、中学校教諭免許状では27単位以上、高等学校教諭免許状

では23単位以上履修する必要がある。教育の基礎的理解に関する科目等として開講されている科目は表3のとおりである。開講時期・教室などについては教職関連の掲示板に掲示される。

高等学校の免許状を取得しようとする学生が「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得することを必要とする最低単位数23単位を超えて履修した単位数は、項目6)で説明する「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することができる。

表3 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する 本学での開設授業科目		中 学 一 種	高 校 一 種
教育の基礎的理解に関する科目等	各科目に含めることが必要な事項	教職に関する 専門教育科目	単 位 数 履 修 可 能 年 次		
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	教育学	2 2~	○	○
		教職入門	2 1~	○	○
		教育制度論	2 2~	○	○
		教育心理学	2 2~	○	○
		特別な教育的ニーズへの理解と対応	1 2~	○	○
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 【中】・総合的な学習の時間の指導法 【高】・総合的な探求の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	道徳教育論	2 3~	○	○
		総合的な学習の時間の指導法	1 2~	○	○
		特別活動論	1 3~	○	○
		教育方法論	1 2~	○	○
		教育情報通信技術論	1 3~	○	○
		生徒指導論	1 2~	○	○
		教育相談論	1 3~	○	○
第五欄 教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	進路指導論Ⅰ	1 3~	○	○
		進路指導論Ⅱ	1 3~	○	○
		教育実習A(高等学校)	2 4~	○	○
		教育実習B(中学校)	2 4~	○	○
		教育実習C(事前・事後指導)	1 4~	○	○
		教職実践演習	2 4~	○	○
		最低必要単位数合計		27 単 位	23 単 位

○印は、本学教職課程における必修科目を示す。

- 教職入門は1年次に開講されるので、高等教育推進機構の履修掲示板の指示に従うこと。
- 道徳教育論については、中学校の免許状を取得しようとする場合は必ず修得しなければならない。なお、高等学校の免許状を取得しようとする学生が、道徳教育論を修得した場合、その単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することができる。
- 教育実習A(高等学校)は、中・高等学校の免許状を取得しようとする場合に必要とする2単位である。教育実習B(中学校)は、中学校の免許状を取得しようとする場合にのみ必要とする2単位である。なお、中学校または高等学校での3週間の教育実習をもって、教育実習A及び教育実習Bの合計4単位が認定される。
- 教育実習C(事前・事後指導)は、中・高等学校の免許状を取得しようとする場合に必要とする1単位である。
- 中学校の免許状を取得しようとする場合は教育実習A、B、C(合わせて5単位)を、高等学校の免許状を取得しようとする場合は教育実習A及びC(合わせて3単位)を修得しなければならない。
- 教職実践演習の受講は、教育実習を終了した者に限る。

6) 「大学が独自に設定する科目」の履修について(表1のC欄)

大学が独自に設定する科目として開講されている科目は次表のとおりです。

大学が独自に設定する科目

	授業科目	単位数	備考
大学が独自に 設定する科目 (最低修得単位数)	学校インターンシップ	[2]	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて中4、高12単位以上修得
	教育心理学講義(特別支援教育概論)	2	
中学校 4単位 高等学校 12単位	教育心理学講義(発達障害教育概論)	2	
介護等体験実習《中一種免必修》※	1		

「単位数」の欄の数字に[]のついている授業科目は、講義題目が異なるものであれば複数個の履修が可能な授業科目である。

- 中学校一種免許状を取得しようとする場合: 「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は4単位である。この単位の修得方法は、上表の「大学が独自に

設定する科目」を履修し修得した単位数と「教科及び教科の指導法に関する科目」に指定されている科目（各学部で異なる）から28単位を超えて修得している単位数の合計が4単位に達している必要がある。なお、「大学が独自に設定する科目」のうち「介護等体験実習」1単位は必ず修得しなければならない（「介護等体験実習」の詳細は、項目11）で説明する）。

(2) 高等学校一種免許状を取得しようとする場合：「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は12単位である。この単位の修得方法は、上表の「大学が独自に設定する科目」を履修し修得した単位数と「教科及び教科の指導法に関する科目」に指定されている科目（各学部で異なる）から24単位あるいは「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち23単位を超えて修得している単位数の合計が12単位に達している必要がある。

(3) 中学校又は高等学校専修免許状を取得しようとする場合：この単位の修得方法は、一種免許状を取得しようとする場合の修得要件（中学校では4単位、高等学校では12単位）に加えて、大学院の課程で開設される科目（大学院ごとに異なる）もしくは「大学が独自に設定する科目」（大学院に入学後、新たに履修する科目）から合わせて24単位を修得しなければならない。すなわち、中学校では28（4+24）単位、高等学校では36（12+24）単位である。

7) 教育職員免許状取得に必要とする4科目の履修について（表1のD欄）

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の他に、表1のD欄に定める8単位に相当する4科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）を履修しなければなりません。実際には、全学教育科目あるいは学部専門科目として開講されている科目のうち、表4に掲げる授業科目から修得します。日本国憲法は全学教育科目のなかで「社会の認識（日本国憲法）」として開講されています。

表4 教育職員免許状取得に必要とする4科目

（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	左記に対応する 本学での開設授業科目		備 考	
	科 目	必要単 位数		授業科目
日本国憲法	2	社会の認識(日本国憲法)	2	法学部を除く (全学教育科目)
		憲法 I	4	法学部のみ (学部専門科目)
体育	2	体育学A	1	2単位以上選択必修 (いずれも全学教育科目)
		体育学B	2	
外国語コミュニ ケーション	2	英語 I	1	2単位以上選択必修 (いずれも全学教育科目)
		英語 II	1	
		ドイツ語 I	2	
		ドイツ語 II	2	
		フランス語 I	2	
		フランス語 II	2	
		ロシア語 I	2	
		ロシア語 II	2	
		スペイン語 I	2	
		スペイン語 II	2	
		中国語 I	2	
		中国語 II	2	
韓国語 I	2			
韓国語 II	2			
数理、データ活用及び 人工知能に関する 科目又は情報機器の 操作	2	情報学 I	2	(全学教育科目)

8) 「特別支援教育に関する科目」の履修について（表1のE欄）

中学校又は高等学校教諭の普通免許状授与資格を有する者で、特別支援学校教諭免許状の取得を希望する場合に必要な科目である。なお、北海道大学では、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域）を取得できる（「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育の領域についての一種免許状は取得できない）。専修免許状は、取得した一種免許状に定められている教育領域について取得できる。詳細は、教育学部の『学生便覧』を参照すること。

9) 教育実習について

「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を受講し、一定条件（各学部の教職担当で確認する）を満たした者が、教育実習事前指導を受けた後に教育実習を行うことができる。教職課程の最終コースに位置している教育実習の意義は、実習生としての実践を通して、教えることの充実感や生徒と分かち合える新しい発見の喜びを実感し、自らの成長の機会とすることである。

教育実習を希望する学生は多いが、実習態度によっては実習校の正常な教育活動に支障をきたすことも考えられる。したがって、ただ漫然と単位を取ればよいのではなく、誠意をもって実習に参加し、教育に対して情熱を有することが求められる。

教育実習の受講を希望する者は、実習を行う前年度の9月末までに（詳細は掲示等で確認すること）所属する学部の教職担当へ受講申込みを行う。受講申込みまでに、実習校から受入れの内諾を得ておく必要があるので、できるだけ早めに出身校などと交渉して内諾を得ておくこと。教育実習の受講申込み方法及び各種手続き等については、各自の所属する学部の教職担当から指示がある。

特に、中学校の免許状を取得する場合には、3週間にわたる実習を行うことになるので、卒業に必要な専門教育科目の履修に支障が生じないように計画的な履修を心掛ける必要がある。

また、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域）を取得する場合は、基礎となる免許状取得のための教育実習（高等学校は教育実習A及びC、中学校は教育実習A、B及びC）に加えて、教育実習D（特別支援学校）を履修する必要がある。履修計画を立てる際は、所属する学部の教職担当に相談すること。

10) 取得免許状の種類と教育実習先について

中学校又は高等学校教諭の普通免許状の取得を希望する場合の教育実習先は、中学校又は高等学校である。特別支援学校教諭の場合は、特別支援学校で実習を受講する。

11) 「介護等体験実習」について（表1の脚注＊1）

中学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、「大学が独自に設定する科目」の必修科目として介護等体験実習（1単位）を修得する必要がある。

なお、高等学校の教員免許状を取得しようとする学生が、介護等体験実習を修得しても、その単位を「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することはできないので、注意されたい。

介護等体験実習の受講を希望する者は、所属する学部の教職担当へ受講申込みを行い、介護等体験実習事前指導を受ける必要がある。受講申込み方法及び介護等体験

実習事前指導の時期等については、掲示等によって指示するので注意されたい。

内 容：介護等体験実習とは、特別支援学校、養護老人ホームなどの社会福祉施設等で、障害者・高齢者に対する介護・介助・交流などの体験を行うことである。

対 象：中学校の教育職員免許状を取得しようとする者が対象となる。ただし、介護等に関する専門的知識・技術を有すると認められる者、または身体上の障害により介護体験等を行うことが困難な者は、対象とならない。

期 間：7日間以上の体験を行うことが必要である（現状では、特別支援学校で連続2日以上、社会福祉施設等で連続5日以上となっている）。

資 格：18歳に達した者が、介護等体験実習を履修出来る。

申し込み：所属する学部の教職担当に申し込む（毎年実習を行う年の4月初旬）。

そ の 他：介護等体験実習を履修するためには経費が必要となる。

12) 教職課程における履修の実態

教職課程では4年間の学士課程（一種免許状）あるいは大学院の博士前期課程（2年間、専修免許状）を含めて履修することになる。教職課程の単位はどの学年でも履修可能であるが、基礎的な教職科目は低学年の時間割のなかで開講されているので、各自の全学教育科目と専門教育科目の履修計画を考慮しながら計画的に履修することが望まれる。すなわち、教育職員を理解するための「教職入門」が1年次で、教育の基礎理論に関する「教育学」、「教育心理学」、「教育制度論」、「生徒指導論」、「教育方法論」などが2年次で、それ以外の科目は3年次以降に順次履修できるように設計されている。

「教科教育法」は、各学部の教職課程に必要な教科に応じて2年次以降に履修できるようになっている。中学校教諭免許状では8単位、高等学校教諭免許状では4単位履修する必要がある。

教育実習については表3の欄外の注意事項及び項目9）を参考にしながら、実習先の学校の学事予定及び各自の専門教育科目の履修を考えながら注意深い計画を心掛けなければならない。

「教職実践演習」については、教育実習終了後に履修する。詳細については、それぞれの学部の教職関連掲示板で指示がある。

13) 免許状授与申請と教員採用試験など

免許状を授与されるためには、各学部の教職担当で必要単位数の確認等を受け、指示に従って申請手続きをしなければならない。

実際に公立学校の教員となるためには、別に各都道府県や市の教育委員会が実施している教員採用候補者検査（教養、教科、面接試験など）を受験して候補者名簿に登録される必要がある（普通免許状を持っていること又は取得見込みが条件）。また、私立学校の教員を目指す場合は、それぞれ希望の学校の募集要領に基づいて出願する必要がある。

上述の教員採用候補者検査実施要領や募集要領等は、教務関係の掲示板あるいは各自で資料を取り寄せて確認しなければならない。

14) 教職課程の運営・事務の体制

教職課程の認定を受けている各学部がそれぞれ責任をもって必要なカリキュラムを組まなければならないが、過密化している全学教育科目及び専門科目のカリキュラムに支障をきたす恐れがある。そこで、北海道大学の教職課程の運営体制は、総合大学として責任ある教員養成を進めるため、北海道大学教務委員会の下に関連する学部・大学院からの委員で構成する教職課程専門委員会を設置し、全学的な支援で取組む方式を取っている。ここでは、教育職員免許状取得のために必要な科目開講を含めたカリキュラムの編成、課程認定を受けている学部間の調整、全学教育部との調整等を行っている。

教育実習の受講申込みは、教育学事務部教務担当が中心となって取りまとめ、関連学部と連絡をとりながら事務処理の円滑化を図り、教職課程専門委員会が責任をもって実習校へ正式な依頼を行っている。また、教育委員会への免許状授与申請は、各学部で受け付けた申請書を北海道大学学務部学務企画課で一括して取りまとめを行っている。

15) その他

教員免許に関連した疑問や質問の問合せ先は、すべて各学部の教職担当である。教職課程に関連する掲示は、全学教育科目及び学部専門科目とは別に掲示されるので、見落としのないように日頃から特に注意する必要がある。学部別及び大学院別の取得可能な免許状は表 5 及び表 6 に示す。

おわりに

以上のように教員免許の取得方法はたいへん複雑であるので、疑問を感じた時にはすぐに所属学部の教職担当に問い合わせることが大切である。特に、履修単位の不足や手続き期日に間違いが生じないように心掛けると同時に、全学教育科目及び学部専門科目の履修に支障が生じないように計画的な履修を心掛けなければならない。

表 5 学部別取得可能な免許状の種類

学 部	中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
文学部	国語、社会、英語	国語、地理歴史、公民、英語	
教育学部	社会、保健体育	地理歴史、公民、保健体育	特別支援学校教諭一種（知的障害者に関する教育の領域）
法学部	社会	地理歴史、公民	
経済学部	社会	公民、商業	
理学部	数学、理科	数学、理科	
薬学部	理科	理科	
工学部	理科	数学、理科、情報、工業	
農学部	社会	公民、理科、農業	
水産学部		理科、水産	

表5 大学院別取得可能な免許状の種類

大 学 院	中学校教諭専修	高等学校教諭専修	その他
法学研究科	社会	公民	
水産科学院		水産	
環境科学院	理科	理科	
理学院	数学、理科	数学、理科	
農学院		農業	
生命科学学院	理科	理科	
教育学院	社会、保健体育	地理歴史、公民、保健体育	特別支援学校教諭専修（知的障害者に関する教育の領域）
工学院		工業、理科	
総合化学院	理科	理科	
経済学院		公民、商業	
文学院	国語、社会、英語	国語、地理歴史、公民、英語	

●法学部・法学研究科での教育職員免許状の取得について

1. 教育職員免許の概略について

(1) 基礎資格別免許（必要な単位数については表1参照（26頁））

	中学一種免許	高校一種免許	中学専修免許 ※	高校専修免許※
基礎資格	学部卒業	学部卒業	修士修了	修士修了
学 位	学 士	学 士	修士	修士

※ 教科に関する科目24単位で申請しますが、この場合、学部卒業時に一種免許を取得していることを前提とします。

この他に、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目8単位が必要となります（表3参照（28頁））。

(2) 教科別免許

法学部・法学研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

（中学校、高等学校は教科別に免許状が授与されます。）

	免許の種類別	中 学 校	高 等 学 校
学 部	一 種	社 会	地理歴史、公 民
大 学 院	専 修	社 会	公 民

(3) 単位の取得

単位は、大学及び大学院の在学中に取得すべきものですが、卒業・修了後に「科目等履修生」として必要単位を取得し、免許状の申請を行うこともできます。

2. 専修免許状の取得について

専修免許状は、当該教科の一種免許状を有し、かつ「大学が独自に設定する科目」を24単位以上修得すること。「大学が独自に設定する科目」は、86頁から88頁の別表第1（第5条関係）法学政治学専攻修士課程の授業科目で、授業科目名に○を付しているものが充てられます。

IV. 大学院法学研究科における申し合わせ等

博士課程修了に係る学位論文の提出及び審査に関する申し合わせ

平成10年12月10日
研究科委員会決定

北海道大学大学院法学研究科規程第7条の規定による博士論文の審査及び試験を受けようとする者は、下記のとおり博士論文に関係書類を添え期限までに提出するものとする。

ただし、博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で退学（以下「単位修得退学」という。）した者の論文提出期限は、退学後1年以内とする。

記

1. 博士論文

- (1) 博士論文は、1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。
- (2) 博士論文は、紙媒体のもの3部及び全文の電子データ(PDFファイル形式とし、単一のファイルにまとめたもの)により提出する。ただし、既刊本その他すでに公表した論文を提出論文とする場合は、電子データの提出を要しない。
- (3) 参考論文を提出する場合は、紙媒体のもの3部を、提出する博士論文に添えて提出する。

2. 関係書類

- (1) 博士論文内容の要旨(3,000字以内)、論文目録及び履歴書を各3部並びにインターネット公表に関する承諾書等(所定様式)を各1部提出する。
- (2) 博士論文内容の要旨は、紙媒体のものに加え、電子データ(PDFファイル形式とし、単一のファイルにまとめたもの)でも提出する。

3. 提出先

1及び2にかかる博士論文、参考論文、関係書類は、学生担当窓口を経由して、法学研究科長に提出するものとする。

4. 提出期限

1. 3月授与を希望する者：前年の12月25日まで
2. 6月授与を希望する者：同年の3月31日まで
3. 9月授与を希望する者：同年の5月31日まで
4. 12月授与を希望する者：同年の9月30日まで

5. 審査及び試験

論文提出者は、論文を中心とした口頭試問による審査及び試験を受けるものとする。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成10年12月10日に施行し、平成9年度単位修得退学者から適用する。
- 2 この申し合わせの制定に伴い「『論文提出による博士の取り扱いについて(昭和35年12月21日北海道大学大学院委員会決定)』の廃止に伴う課程博士の取り扱いについて(平成4年3月5日研究科委員会決定)」及び「法学研究科教務実施事項(昭和35年11月24日研究科委員会決定)」は廃止する。

平成11年10月14日 一部改正

平成18年7月13日 一部改正

平成26年11月6日 一部改正

平成26年12月4日 一部改正

博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ

〔平成9年5月15日〕
〔研究科教授会決定〕

- 1 博士後期課程学生の指導教員（以下「指導教員」という。）は、その指導する学生（以下「学生」という。）に対して、1年次終了時までに、所属する大講座が認める研究会において中間報告（博士論文の構想発表や修士論文の公刊準備報告などを含む。）をさせたいえ、研究経過報告書（当該年度の研究・発表状況、学会・研究会報告などをまとめたもの。）を、研究科長に提出させるものとする。
- 2 指導教員は、学生に博士後期課程の2年次終了時までに、博士論文の事前審査論文（以下「事前審査論文」という。）を、研究科長に提出させるものとする。
- 3 指導教員は、学生に留学、病気、その他やむを得ない事由があるために、博士後期課程2年次終了時までに事前審査論文を提出できないと判断するときは、提出期限の延長を認めることができる。その場合は、指導教員は、やむを得ない事由が消滅した後、すみやかに学生に事前審査論文を提出させるものとする。
- 4 指導教員は、博士後期課程の2年次終了時までに学生が事前審査論文を提出しない場合には、当該年度末にその旨と理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を研究科長に提出する。指導教員は、次年度以降、各年度末までに学生が事前審査論文を提出しない場合にも、各年度末毎に理由書を研究科長に提出する。研究科長は、提出された理由書を研究科教授会に報告する。
- 5 教務委員は指導教員と協議のうえ、事前審査論文を提出した学生ごとに2名の委員による審査委員会を設置する。
- 6 審査委員会は、事前審査論文を審査のうえ、5月を目途に報告書を研究科長に提出する。研究科長は提出された報告書を研究科教授会に報告する。
- 7 事前審査論文を提出しない学生、または事前審査論文の審査に合格しない学生については、研究科長は退学の勧告を含めた教育的指導を行う。
- 8 事前審査論文の審査に合格した者が1年以内に博士論文を提出しない場合には、追加の事前審査論文を提出させる。この場合、第2項から第7項までの規定を準用する。
- 9 学生の学問的視野の拡大を促すために、教務委員は指導教員と協議のうえ、研究アドバイザー（教授又は准教授）を1名選任し、研究科教授会に報告する。研究アドバイザーを変更する際は、同様の手続きを経るものとする。

附 則

この申し合わせは、平成9年度入学者から適用する。ただし、第1項については、平成9年度修了予定者を除く博士後期課程在学者から適用する。

附 則（平成12年5月18日）

この申し合わせは、平成12年5月18日から適用する。

附 則（平成15年6月19日）

この申し合わせは、平成15年度末までに博士論文を提出する学生を除く博士後期課程在学者すべてに適用する。

附 則（平成21年3月2日）

- 1 この申し合わせは、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年3月31日に博士後期課程に在学者する者については、改正後の申し合わせに関わらず、なお従前の例による。

研究大学院修士課程及び博士後期課程における研究指導計画についての申し合わせ

〔令和3年11月4日〕
研究科教授会決定

(研究指導計画)

1. 指導教員は、研究大学院修士課程における教育指導体制（複式指導）についての申し合わせ（平成17年2月17日 研究科委員会決定）および博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ（平成9年5月15日 研究科委員会決定）に基づき、学生の研究課題の遂行のため、1年間の研究指導計画書を作成し、当該学生の同意を得て、毎年5月末日（その日が休日にあたるときはその翌日又は翌々日。以下期日を規定した場合において同じ。）までに、研究科長に提出しなければならない。

(研究指導計画の変更)

2. 指導教員は、当該学生の研究指導にあたり、その内容について変更が生じた場合は、研究指導変更計画書を作成し、すみやかに研究科長に提出しなければならない。

(研究指導の実績報告)

3. 指導教員は、当該学生の研究指導の終了後、すみやかに研究指導実績報告書を作成し、研究科長に提出するものとする。ただし、研究指導実績報告書の提出については、当該学生の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査概要の報告をもって代えることができる。

附 則

この申し合わせは、令和3年11月5日から適用する。

附 則（一部改正）

この申し合わせは、令和4年1月6日から適用する。

法学研究科規程第6条第2項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ

〔平成17年2月17日〕
研究科教授会決定

法学政治学専攻修士課程の学生について、法学研究科規程第6条第2項の規定により他の研究科、学院若しくは教育部の専攻又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第 号。以下「専門横断科目」という。）及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（以下「共通授業科目」という。）を指定して履修させ修士課程の単位とする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 他の研究科、学院若しくは教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目により履修した単位については、18単位を超えないものとする。
- 2 法学部の授業科目により履修した単位については、8単位を超えないものとする。ただし、他学部及び専門横断科目の授業科目により履修した単位については、4単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、外国人留学生については、学部の授業科目について履修の上限を設けないものとし、修了要件の単位とするのは10単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定により修得した単位については、法学研究科規程第9条、第9条の2及び第10条の規定により修得したものとみなす単位と合わせて15単位を超えて修了要件の単位に算入することができない。
- 5 この申し合わせは、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

平成18年2月16日 一部改正

平成31年3月4日 一部改正

令和2年11月6日 一部改正

博士後期課程入学試験における筆記試験（外国語科目1科目）免除に関する申し合わせ

〔平成17年2月17日〕
研究科委員会決定

1 修士課程の在籍者及び修了者（ただし、留学生特別選考によって入学した者を除く。）が下記の要件を満たすときは、博士後期課程入学試験において、筆記試験（外国語科目1科目）を免除する。

- ① 修士論文（4単位）を提出すること。
- ② 修士課程入試時に外国語科目及び専攻分野の科目を選択して受験し、2科目110点以上、各科目50点以上の得点を得ていること、かつ専攻分野の科目に関する60分の面接試験を受け、研究者志望で合格していること。
- ③ 外国語指定科目を2科目以上履修していること。
- ④ 修士修了予定年度の11月末を目処に、専攻分野の研究会で、主・副指導教員の出席のもとに論文構想報告を行うこと。
- ⑤ ②の要件を満たしていない者も、博士後期課程入学試験の出願時まで、科目補充試験に合格したときは、②の要件を満たしたものとす。

2 科目補充試験は以下のとおり実施する。

- ① 科目補充試験には、筆記試験と面接試験がある。
- ② 筆記試験は、修士課程入試時に外国語科目又は専攻分野の科目を選択せずに合格した者については当該不選択科目について55点以上、外国語科目又は専攻分野の科目を選択しているが50点以上得点していない科目がある者については当該科目について55点以上の得点により合格とする。
- ③ 修士課程入試時に学内特別選考及び社会人特別選考によって入学した者の筆記試験は、専攻分野の科目試験は行わず、外国語科目（1科目）について55点以上の得点により合格とする。
- ④ 面接試験は、修士課程入試時に専修的学修志望で合格した者及び学内特別選考によって合格した者については、研究を希望するテーマに関する内容のレポート（10,000字以上16,000字以内）を指定する期日（10月又は3月の中旬頃）までに提出させ、このレポートを中心とする60分の面接試験により行う。面接試験については、大学院教務委員は、10月及び3月に審査委員2名（大学院教務委員から1名と大学院教務委員が指定する者）による審査委員会を設置する。審査委員会は、必要とする場合には、本研究科の他の教員を審査委員に加えることができる。審査委員会は、進学希望者が極めて優秀であるか否か及び研究者志望として研究を進める能力の有無を判断し、審査結果を11月又は4月の研究科教授会に報告し、承認を得る。

なお、修士課程入試時に研究者志望によって合格した者（学内特別選考を除く。）については、面接試験を免除する。

⑤ 筆記試験は、修士課程入学試験と同時に同じ問題で行う。なお、この入学試験が行われないことになった場合には別に試験を行う。

⑥ 筆記試験の各科目及び面接試験は、それぞれ別の試験実施時期に受験することを認める。

附 則 平成24年1月12日 一部改正
この申し合わせは、平成24年4月1日から適用する。

附 則 平成25年10月10日 一部改正
この申し合わせは、平成25年4月1日から適用する。

附 則 平成26年4月1日 一部改正
この申し合わせは、平成26年4月1日から適用する。

附 則 令和4年1月6日 一部改正
この申し合わせは、令和4年4月1日から適用する。

北海道大学大学院法学研究科規程第6条第1項ただし書（修士課程の修了要件である在学期間の短縮）の運用について

平成4年11月19日
研究科委員会決定

1. 本研究科規程第6条第1項ただし書に基づく申請があれば、その修了要件の有無を判定する。
2. 「優れた業績」の基準とその審査の方式

(1) 基準

- ① リサーチ・ペーパー（2単位）については、それが優の評価を受けることのできる質のものであること。
- ② 修士論文（4単位）については、それが優の評価を受けることのできるものであり、かつ、極めて質の高いものであること。
- ③ 修士論文とリサーチ・ペーパーとは、異なる観点ないし基準で評価がされるので、優の評価ができるか否かはそれぞれ異なりうる。
- ④ 取得単位の成績は、考慮しない。

(2) 審査の方式

修士論文（リサーチ・ペーパーを含む）の提出期限は、1年の在学中で審査を受ける場合、審査を受ける年の1月31日までとする。

3. 論文指導の4又は2単位は、1年後期に一括して与える。

4. 備考

1年半の在学中で審査を受ける場合も、上記に準じて取り扱う。その場合、修士論文の提出期限は7月31日までとし、論文指導の4又は2単位は、2年前期に一括して与える。

平成12年6月15日 一部改正

平成16年2月19日 一部改正

平成17年2月17日 一部改正

修士課程9月修了に関する申し合わせ

平成17年3月4日
研究科教授会決定

(趣旨)

- 1 法学政治学専攻修士課程に4月入学した学生のうち、在学期間2年を超えてなお在学する者の9月修了を認めることにより、修学上の便宜を図る。

(9月修了の対象者)

- 2 修士課程に2年を超えて在学し、かつ、9月修了予定年度の前年度までに、修士論文又はリサーチ・ペーパーに関わる単位を除く修了要件単位を修得済みであって、9月修了を希望する者。

(申請及び審査の手続き)

- 3 9月修了予定者は、「修士論文・リサーチ・ペーパー題目届」を6月1日までに、修士論文又はリサーチ・ペーパーを7月末日までに学事担当へ提出しなければならぬ。
- 4 9月修了予定者の修了判定は、9月の研究科教授会で審議する。

附 則

この申し合わせは、平成17年4月1日から施行する。

修士論文及びリサーチ・ペーパー等の公表について

（平成6年3月10日）
研究科委員会決定

修士課程学生の修士論文、リサーチ・ペーパー等を次の要領により公表する。

1. 名称

『北大法政ジャーナル ○○○○』

2. 公表方法

所定の様式によるテキスト形式の原稿を提出させ、印刷・製本して、年1冊を公表する。

3. 掲載基準

本研究科修士論文の「秀」及び「優」に相当する修士論文、リサーチ・ペーパーおよび法科大学院修了者が修了の次年度1月末までに提出し「秀」及び「優」相当の修士論文と同等の水準を有すると認められた論文。

4. 原稿字数

400字×120枚以内（図表を含む。）

5. 決定過程

① 審査委員会

修士論文、リサーチ・ペーパーの審査委員会は、1月末までに提出された修士論文、リサーチ・ペーパーについて、掲載資格の有無を判断する。

法科大学院修了者提出論文については、論文執筆を指導した教員を含む2名の教員によって組織される審査委員会が掲載資格の有無を判断する。

審査委員会は、掲載資格有りと判断した場合にも、当該学生に対し改善、短縮、修正などの条件を付けることができる。

② 指導教員等

審査委員会の主査である指導教員（法科大学院修了者提出論文については、論文執筆を指導した教員）は、審査委員会において掲載資格有りと判断された場合には、その結果を、また掲載のための条件が付せられた場合には、その条件を、2月開催の研究科教授会までに編集委員会に文書にて通知する。

③ 編集委員会

編集委員会は、北大法政ジャーナルの各号毎に、各講座責任者が推薦する者及び大学院担当教務委員で構成する。

編集委員会は、掲載の可否について審査（②で掲載条件が付された原稿については、その掲載条件を充たしているか否かの判断も含む。）を行うとともに、編集を行う。編集作業には、提出原稿の様式の決定、締切日の決定などが含まれる。

④ 原稿の提出

掲載資格有りと判断された原稿は、所定の様式により締切日までに学事担当へ提出させる。締切日を過ぎて提出された原稿は、掲載資格を失う。

⑤ 掲載の決定

研究科教授会において、編集委員会から提出された掲載予定論文の一覧表（案）に基づき、審議・決定する。

6. 配布先

原則として『北大法学論集』と同様とする。

7. その他

博士後期課程進学予定者も、掲載する資格を有する。

『北大法学論集』の編集方針は、現行どおりである。

8. この申し合わせは、北大法政ジャーナル第16号（平成21年発行予定）のものから適用する。

平成20年11月6日 一部変更

平成21年3月2日 一部変更

大学院留学生が研究生から入学する際の科目の取扱いについて

〔平成12年6月15日〕
〔研究科教授会決定〕

大学院への入学が予定されている留学生が、その入学の前1年間に研究生として出席した科目（学部の特設科目及び大学院の科目）については、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 研究生が、大学院入学の前1年間に出席しようとする科目について、入学後に大学院での修得単位として認定を希望する場合、その科目の開講期（4月又は10月）に学事担当に所定の届をさせること。
2. この届があった場合には、大学院教務委員は単位の認定を希望する留学生に対して、大学院入学後に当該科目に関するレポートを提出させ、その成績評価を当該科目担当教員に依頼し、この評価に基づき研究科教授会が修了要件の単位としての認定を行う。
3. 研究生時に出席した科目のうち、大学院入学後の修了要件の単位として認定できるのは6単位を超えないものとする。

なお、これらの単位のうち、学部で修得した単位については出席した科目の内容に則して、大学院で修得可能な学部の科目（10単位）の中を含むものとする。

4. 特別聴講学生として在籍する交換留学生が大学院に入学する場合についても、この取扱いを準用する。
5. この取扱いは、平成13年度大学院入学者について、平成12年度後期科目から適用する。

平成15年4月17日 一部改正

平成16年2月19日 一部改正

附 則 平成17年2月17日一部改正

この取扱いは、平成17年度大学院入学者から適用する。

法学研究科修士課程の修了に必要な単位に参入しうる他研究科等科目の単位数に関する申し合わせ

〔令和2年11月6日〕
〔研究科教授会決定〕

法学政治学専攻修士課程の学生については、法学研究科規程第6条第1項の規定により本研究科が開講する科目につき認定された単位の単位数が18以上であることを要する。ただし、研究科科目「海外留学」を当該単位数に参入することはできない。

法学研究科規程第6条第2項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ

〔令和2年11月6日〕
研究科教授会決定

1. 法学研究科は、学士課程において優秀な成績を修め、かつ、本研究科大学院への入学を希望する学生（大学院入学試験合格者を含む。）に対して、より多様な学習の機会と動機付けを与えることを通じて法学・政治学の体系的かつ複眼的な人材の育成をさらに推進することを目的として、本研究科法学政治学専攻において単位認定を受けうる授業科目をあらかじめ学修すること（以下「科目等履修」という。）を認める。本学の他大学院又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目若しくは国際連合大学の授業科目であって、学部生の履修が認められているものについて同様とする。
2. 法学研究科は、法学政治学専攻に新たに入学した学生が、本申し合わせ第4項に定める申請をした場合において、教育上有益と認めるときは、研究科教授会の議を経て、本学の学部学生として、本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目若しくは国際連合大学の授業科目について科目等履修により学修した成果を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
3. ①前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15単位を超えない範囲において、法学研究科規程第6条1項又は第7条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。
②本申し合わせに定める科目等履修により学修した成果は、法学研究科への入学の有無を問わず、学士課程における修得単位として参入することはできない。
③本申し合わせに定める科目等履修により学修した授業科目と同一の授業科目については、本研究科法学政治学専攻修士課程への入学の前後を問わず、原則として再履修することは認められない。ただし、前項の規定により修得したものとみなすことができない場合はこの限りではない。
4. ①法学研究科に入学した学生は、入学の前年度に学士課程において本申し合わせに定める科目等履修により学修した大学院科目について、前2項の規定による単位としての認定を申請することができる。
②前号の申請があった場合には、当該科目の担当教員による成績評価に基づき、法学研究科教授会が単位認定を行う。
③本項第1号に定める申請を行う際には、当該科目について、別に定める学習の成果を示す資料を併せて提出しなければならない。当該資料に基づき、法学研究科教務委員は、当該学生に付与すべき単位数及び成績を判定する。

5. ①本申し合わせに定める科目等履修は、法学研究科法学政治学専攻修士課程において開講される授業科目（「海外留学」を含む。）について認められるものとする。ただし、本学の他大学院又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目若しくは国際連合大学の授業科目について学部学生の履修が認められている場合には、当該授業科目についても科目等履修の対象となる。
②本申し合わせに定める科目等履修は、学士課程の最終年次に在籍する学生について認められるものとする。ただし、3年次に在籍する学生については、学士課程総合法政コースの大学院進学プログラム登録者についてこれを認める。
③本申し合わせに定める科目等履修による登録単位数は、学士課程において登録する単位数と併せて、当該年度及び当該学期につき所属する学部が定める1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を超えることはできない。ただし、履修希望科目が「海外留学」科目又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目若しくは国際連合大学の授業科目である場合は、この限りでない。
④本申し合わせに定める科目等履修を希望する学生は、所属する学部の定めにしたがって、学士課程在籍中の所定の時期までに履修届を提出しなければならない。履修届には、科目等履修を希望する理由を授業科目ごとに記載したうえで、当該科目を担当する教員の許可を得又はこれに代わる手続が定められている場合には当該手続を経なければならぬ。ただし、履修希望科目が「海外留学」又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目若しくは国際連合大学の授業科目]である場合には、履修届の提出を要しない。
⑤学士課程総合法政コースの大学院進学プログラム登録者は、法学研究科法学政治学専攻修士課程において開講される授業科目について、前号に定める履修届において、履修希望理由の記載及び担当教員による許可を不要とし、履修希望科目名のみを記載することで足りる。
⑥学部との合併科目として開講されている法学研究科の授業科目について、学部科目としての履修及び単位修得を希望する学生は、学部の他の授業科目と同様の履修登録手続をとるものとし、科目等履修としての履修及び単位修得を希望する学生は、前2号に定める履修届を提出するものとする。
⑦法学研究科の授業担当教員は、本項第4号及び5号の定めにかかわらず、当該科目の受講希望者の人数が、当該科目の教育目的を達成するために適切な人数を超過するか否か等、当該科目の教育目的の達成可能性への影響等を考慮して、科目等履修を認めないことができる。
6. この申し合わせは、平成31年度（令和元年度）本学入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

博士後期課程単位修得退学に関する申し合わせ

〔平成19年1月11日〕
〔研究科教授会決定〕

1. 単位修得退学とは、博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、コースワークの要修得単位を修得した上で、退学することをいう。
2. コースワークの要修得単位のうち論文指導8単位については、「博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ」にしたがって事前審査論文を提出し、その審査に合格することを単位修得の前提条件とする。
3. 単位修得退学の認定は、原則として退学する月の教授会で行う。

附 則 平成19年1月11日一部改正

1. この申し合わせは、平成19年1月11日から施行する。
2. この申し合わせは、平成16年度博士後期課程入学（進学）者から適用し、平成15年度以前入学（進学）者についてはなお従前の例による。

V. 規程関係

1. 北海道大学大学院通則

昭和29年3月17日
海大達第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学(以下「本学」という。)の大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科、学院、研究院、教育部、連携研究部及び専攻)

第2条 大学院に、研究科、学院、研究院、教育部及び連携研究部を置き、研究科、学院及び教育部(以下「研究科等」という。)にそれぞれ専攻を置く。

2 研究科等及びそれぞれに置かれる専攻は、次のとおりとする。

法学研究科

法学政治学専攻
法律実務専攻

水産科学院

海洋生物資源科学専攻
海洋応用生命科学専攻

環境科学院

環境起学専攻
地球圏科学専攻
生物圏科学専攻
環境物質科学専攻

理学院

数学専攻
物性物理学専攻
宇宙理学専攻
自然史科学専攻

農学院

農学専攻

生命科学院

生命科学専攻
臨床薬学専攻
ソフトマター専攻

教育学院

教育学専攻

国際広報メディア・観光学院

国際広報メディア・観光学専攻

保健科学院

保健科学専攻

工学院

応用物理学専攻

材料科学専攻

機械宇宙工学専攻

人間機械システムデザイン専攻

エネルギー環境システム専攻

量子理工学専攻

環境フィールド工学専攻

北方圏環境政策工学専攻

建築都市空間デザイン専攻

空間性能システム専攻

環境創生工学専攻

環境循環システム専攻

共同資源工学専攻

総合化学院

総合化学専攻

経済学院

現代経済経営専攻

会計情報専攻

医学院

医科学専攻

医学専攻

歯学院

口腔医学専攻

獣医学院

獣医学専攻

医理工学院

医理工学専攻

国際感染症学院

感染症学専攻

国際食資源学院

国際食資源学専攻

文学院

人文学専攻

人間科学専攻
情報科学院
情報科学専攻
公共政策学教育部
公共政策学専攻

- 3 第1項に規定する研究院及び研究部は、次のとおりとする。

水産科学研究院
地球環境科学研究院
理学研究院
薬学研究院
農学研究院
先端生命科学研究院
教育学研究院
メディア・コミュニケーション研究院
保健科学研究院
工学研究院
経済学研究院
医学研究院
歯学研究院
獣医学研究院
文学研究院
情報科学研究院
公共政策学連携研究部

(課程)

- 第3条 各研究科及び学院の課程は、博士課程とする。ただし、法学研究科法律実務専攻及び経済学会会計情報専攻の課程は専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とし、工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻は修士課程とする。
- 2 前条第2項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は、専門職学位課程とする。
- 3 第1項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は、専門職大学院(学校教育法第99条第2項の専門職大学院をいう。以下同じ。)とする。
- 4 第1項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程をいう。以下同じ。)とし、当該専攻は法科大学院とする。
- 5 前条第2項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は、共同教育課程(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第31条第1項に規定する共同教育課程をいう。)

とし、当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。

第3条の2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 法科大学院の課程は、専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものをいう。
(標準修業年限等)

第4条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては、4年とする。

- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、研究科又は学院の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。
- 4 博士課程(生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。)は、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 5 前項の前期2年の課程は修士課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。
- 6 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、法科大学院の課程にあつては、3年とする。
- 7 前項本文の規定にかかわらず、経済学会会計情報専攻及び公共政策学教育部公共政策学専攻の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、当該学院等の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 8 修士課程にあつては4年(第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限の2倍に相当する年数)、博士後期課程にあつては6年、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては8年、専門職学位課程にあつては4年(前項

の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあっては当該標準修業年限の2倍に相当する年数、法科大学院の課程にあっては6年)を超えて在学することができない。

(長期履修)

第4条の2 研究科(法科大学院を除く。)、学院及び教育部において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限(前条第3項及び第7項に規定する標準修業年限を除く。)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 修士課程 4年以内

(2) 博士後期課程並びに生命科学学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程 6年以内

(3) 専門職学位課程 4年以内

3 第1項の規定により長期履修を認められた者のうち、修士課程及び専門職学位課程の学生にあっては、前条第8項本文の規定にかかわらず、長期履修を認められた期間に2年を加えた期間を超えて在学することができない。

4 前3項に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 研究科等において必要と認めるときは、前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 研究科等において必要と認めるときは、第1項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第7条 授業を行わない日(以下この条において「休業日」という。))は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、研究科等において別に定める。

3 前2項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度総長が定める。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科等において必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第8条 研究科等の収容定員は、別表のとおりとする。

第2章 入学、再入学、転学、転科、転専攻及び留学

(入学等の時期)

第9条 入学、再入学、転学、転科(学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同じ。))及び転専攻の時期は、4月とする。ただし、研究科等が必要と認めたとときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第5号において同じ。))において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。))により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の

大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

- (10) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第22条第2項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第11条 生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

(1) 大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣

医学又は薬学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が5年以上である医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの(出願手続)

第12条 入学、再入学又は転学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類に第33条第1項第1号に規定する検定料を添えて当該研究科等の長に提出しなければならない。

2 転科又は転専攻を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。

(再入学及び転学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科等において選考し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が再入学又は転学を許可することができる

る。

- (1) 本学大学院の中途退学者で再び同一の課程(改組等により当該課程に入学することができない場合は、相当の研究科等が提示する課程)に入学を志願する者
- (2) 他の大学の大学院又は国際連合大学の学生で所属の研究科等の長又は大学長の許可証を添え本学の大学院に転学を志願する者
(転科及び転専攻)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、欠員のあるときに限り、研究科等において選考の上、研究科等の長が転科又は転専攻を許可することができる。

- (1) 本学大学院の学生で課程の中途において当該研究科等の長の許可証を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者
- (2) 本学大学院の学生で課程の中途において指導教員の許可証を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者
(再入学等における既修得単位等)

第13条の3 前2条の規定により、再入学、転学、転科又は転専攻を許可された者の本学若しくは他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位及び在学期間は、その一部又は全部を当該研究科等の教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)の議を経て通算することができる。
(留学)

第14条 学生が、第24条第1項の規定により外国の大学の大学院に、又は同条第4項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは、研究科等の長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

2 留学期間は、修業年限に算入する。

第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

第15条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し、その許可を得て、当該学年の終わりまで休学することができる。

第16条 疾病その他の事由により、修学が不相当と認められる者に対しては、当該研究科等の長は、休学を命ずることがある。

(復学)

第17条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第17条の2 休学期間は、修士課程にあっては2年(第4条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあっては、当該標準修業年限と同一の期間)、博士後期課程にあっては3年、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては4年、専門職学位課程にあっては2年(第4条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあっては当該標準修業年限と同一の期間、法科大学院の課程にあっては3年)を超えることができない。

(休学期間の取扱い)

第18条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第19条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該研究科等の長に提出し、その許可を受けなければならない。
(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 第4条第8項及び第4条の2第3項に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第28条の2第5項又は第7項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

第4章 教育課程、授業科目、修了要件及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第21条 大学院(専門職大学院を除く。以下この条、第22条第5項、第39条及び第42条第1項において同じ。)は、当該大学院、研究科等又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(専門職大学院の教育課程の編成方針)

第21条の2 専門職大学院は、当該専門職大学院、研究科等又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開

発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
- 4 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。
- 5 専門職大学院においては、第21条の8第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(教育課程連携協議会)

第21条の3 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第21条の4 大学院に、文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された次の学位プログラム(次項において「リーディングプログラム」という。)を置く。

One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム

2 リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(インテグレイテッドサイエンスプログラム)

第21条の5 大学院に、第47条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして、インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

2 インテグレイテッドサイエンスプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第21条の6 大学院に、文部科学省が所管する卓越大学院プログラムにより採択された次の学位プログラム(次項において「卓越大学院プログラム」という。)を置く。

One Healthフロンティア卓越大学院プログラム

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第21条の7 研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は、各研究科等の定めるところによる。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要と

する内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、修了論文、修了研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第21条の8 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(大学院共通授業科目)

第21条の9 大学院に、第21条の7第1項に定める授業科目のほか、複数の研究科等の学生を対象とした授業科目(以下「共通授業科目」という。)を開講する。

2 共通授業科目のうち別に定める科目は、第21条の7第1項に定める授業科目とすることができる。

3 研究科等において、教育上有益と認めるときは、当該研究科等の授業科目に含まれない共通授業科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

4 前項に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(単位の授与)

第21条の10 研究科等は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、研究科及び学院(専門職大学院を除く。第24条第4項及び第5項において同じ。)の修了論文、修了研究等の授業科目については、研

究科又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第21条の11 研究科及び学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科及び学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに学修の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第21条の12 研究科及び学院は、当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程(工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。)の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該修士課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査

3 博士課程(生命科学学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。)の修了要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を

修了した者)にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者)にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

5 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年(法科大学院の課程を修了した者)にあっては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第3条第1項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

第23条 生命科学学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条の2 専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、95単位以上を修得することとする。

(専門職大学院における授業方法等の明示等)

第23条の3 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程に在学する学生(以下この条において「専門職学位課程学生」という。)に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院を置く研究科等は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、専門職学位課程学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 専門職大学院を置く研究科等は、当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に

授業科目を履修するため、専門職学位課程学生が1年間又は1学期間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第23条の4 研究科等において教育上有益と認めるときは、所定の手続きを経て、他の専攻若しくは他の研究科等の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程(平成31年海大達第50号)に定める専門横断科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

2 前項の規定による手続その他の取扱いについては、各研究科等の定めるところによる。

(博士論文の試験)

第23条の5 第22条第3項及び第5項並びに第23条の試験は、論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

(学位論文の提出期日)

第23条の6 学位論文の提出期日は、各研究科又は学院の定めるところによる。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第24条 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に当たっては、当該他の大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士課程にあっては15単位を、専門職学位課程にあっては第23条の2第1項の規定による単位数の2分の1(法科大学院の課程にあっては32単位)を超えない範囲において、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上、学生が、当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、学生が、他の専攻又は他の研究科若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学の大学院における単位等)

第24条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の

大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士課程にあっては15単位、専門職学位課程にあっては第23条の2第1項に規定する単位数の2分の1(法科大学院の課程にあっては32単位)を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

第24条の3 研究科等において教育上有益と認めるときは、新たに本学大学院の第1年次に入学した学生が、入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生(第36条において単に「科目等履修生」という。))として履修した授業科目について修得した単位を含む。次項において同じ。)又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、修士課程及び博士課程にあっては当該研究科等において修得した単位以外のものについては15単位、専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)にあっては当該研究科等において修得した単位以外のものについては第23条の2第1項の規定による単位数の2分の1、法科大学院の課程にあっては当該課程において修得した単位を含めて32単位を超えない範囲において、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定連携法曹基礎課程(本学の法科大学院以外の法科大学院のみと専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院の課程に入学した者及びこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者(次項及び次条第2項において「認定連携法曹基礎課程修了者等」という。)が、その入学前に専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定連携法科大学院(次項において単に「認定連携法科大学院」という。)において履修した授業科目について修得した単位については、42単位を超えない範囲において、法科大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士課程にあっては20単位、専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)にあっては第23条の2第1項の規定による単位数の2分の1、法科大学院の課程にあっては32単位(認定連携法曹基礎課程修了者等がその入学前に認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、42単位)を超えないものとする。

3 研究科等は、第1項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位又は学修の成果(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得し

たものに限る。)を当該研究科等において修得したものとみなす場合であって、当該単位又は学修の成果の修得により当該研究科等の修士課程、博士課程(博士後期課程を除く。以下この項において同じ。)又は専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。以下この項において同じ。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、修士課程及び博士課程にあっては1年、専門職学位課程にあっては標準修業年限の2分の1を超えない範囲において、当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び専門職学位課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(法科大学院における在学期間等の取扱い)

第24条の4 法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第23条の2第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については32単位を超えない範囲において、当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項、第24条の2第1項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて32単位(認定連携法曹基礎課程修了者等にあっては42単位)を超えないものとする。

3 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第4条第8項ただし書の規定にかかわらず、同条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

4 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第17条の2ただし書の規定にかかわらず、第4条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学することができない。

(外国の大学との共同研究指導プログラム)

第24条の5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し、当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第5章 学位授与

(学位)

第25条 研究科等において所定の課程を修了した者に対し、総長が修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、本学に論文を提出してその審査に合格し、かつ、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについ

て、試験及び試問の方法により確認された者に対し、博士の学位を授与する。ただし、総長が別に定めるところにより、試問を免除し、又は試問以外の方法をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)の定めるところによる。

第6章 懲戒

(懲戒)

第26条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該研究科等の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは、当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第26条の2 停学期間は、在学期間に算入しない。

第7章 検定料、入学科及び授業料

第27条 削除

(入学科)

第28条 入学科は、入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし、次条第1項の規定により入学科の免除又は同条第2項の規定により入学科の徴収の猶予を申請した場合は、この限りでない。

(入学科の免除及び徴収の猶予)

第28条の2 経済的理由により入学科の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により入学科の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学科の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により入学科の納付期限までに入学科の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学科の納付期限までに入学科の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学科の徴収を猶予することができる。

3 入学科の免除又は徴収の猶予を申請した者に対しては、入学科の免除又は徴収の猶予の許可又は不許可が決定するまでの間は、入学科の徴収を猶予する。

4 入学科の免除又は徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学科を納付しなければならない。

5 入学科の免除又は徴収の猶予を申請した者が、入学科の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学科を納付しなければならない。

6 入学科の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学科の徴収の猶予の申請をすることができる。

7 入学料の徴収を猶予された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第29条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期(毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。)及び後期(毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。)の2期に区分して納付するものとし、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文に規定する納付の時期を延期し、又は本人の願い出により、同項本文に規定する額を分割して納付させることができる。

2 納付期限は、別にこれを定める。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(学年の途中で修了する者の授業料)

第29条の2 特別の事情により、学年の途中で課程を修了する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学年の途中で課程を修了する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(長期履修者の授業料)

第29条の3 第4条の2の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、第33条第1項第3号の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で課程を修了する場合の授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

3 第1項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮すること

を認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認められたときに納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、長期履修を認められた者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(退学者等の授業料)

第30条 前期又は後期の中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する日に係る授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

(休学者の授業料)

第31条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学した場合は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。(授業料の免除及び徴収の猶予)

第32条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することがある。

2 授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を付して当該研究科等の長を経総長に申請しなければならない。

3 授業料の免除を許可される者は、各期ごとに定める。

4 授業料の免除を申請した者に対しては、授業料の全部又は一部の免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予(以下この項において「許可等」という。)を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(検定料、入学科及び授業料の額)

第33条 本学大学院における検定料及び入学科の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 30,000円
- (2) 入学科 282,000円
- (3) 授業料の年額 535,800円(法科大学院の課程にあっては804,000円)

2 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、出願書類による選抜(以下この項及び次条第1号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び次条第1号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

(検定料等の還付)

第34条 既納の検定料、入学科及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったとき 前条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額
- (3) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第8章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生(聴講生)

第35条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

2 聴講生の受入れについては、北海道大学聴講生規程(平成7年海大達第21号)の定めるところによる。

(科目等履修生)

第36条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、高等教育推進機構(以下この項及び次条第2項において「機構」という。)において特定の大学院共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、機構において適当と認

め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

3 科目等履修生の受入れについては、北海道大学科目等履修生規程(平成5年海大達第32号)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第37条 本学の大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生がある場合は、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科等において、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、次に掲げる場合は、機構において、特別聴講学生として許可することができる。

- (1) 北海道大学大学院特別教育プログラムOne program for Global Goals規程(令和4年海大達第43号)に基づき、本学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生がある場合であって、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づくとき。
- (2) Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生がある場合(他の大学の大学院の学生がある場合にあつては、当該他の大学との協議に基づくときに限る。)

(特別聴講学生の検定料等)

第38条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生に係る授業料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。)の定めるところによる。

3 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに、本学が指定する日までに納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程(平成16年海大達第267号。第40条において「不徴収規程」という。)に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

(特別研究学生)

第39条 本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科、学院、研究院、連携研究部又は研究所等において、特別研究学生として許可することができる。

(特別研究学生の検定料等)

第40条 特別研究学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別研究学生に係る授業料は、検定料等規程の定めるところによる。ただし、特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究生の授業料の還付)

第41条 特別聴講学生及び特別研究生に係る既納の授業料は、還付しない。

(研究生)

第42条 本学の大学院において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、研究科、研究院又は連携研究部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

2 前項に規定する場合において、当該者を研究科、研究院又は連携研究部よりも、学院又は教育部において許可する方が適当であると認められる場合は、学院又は教育部において支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

3 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程(平成33年海大達第3号)の定めるところによる。

第9章 外国人留学生

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

(外国人留学生)

第47条 外国人で第10条又は第11条の規定により、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、外国人留学生(以下「留学生」という。)として、総長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可する留学生在が、本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において、検定料、入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは、これらを徴収しない。

3 前項に規定する場合のほか、第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、検定料、入学料及び授業料を徴収しないことができる。

4 留学生は、定員外とすることができる。

第48条 削除

第10章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第49条 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第11章 リカレント教育プログラム

第50条 社会人の学び直しの機会を提供し、社会の持続的な発展に資するため、本学の大学院にリカレント教育プログラムを開設することができる。

2 リカレント教育プログラムの受講料の額(この条において「受講料」という。)は、検定料等規程の定めるところによる。

3 受講料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。

4 既納の受講料は、還付しない。

(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

研究科等	専攻	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士後期課程又は博士課程	専門職学位課程	修士課程	博士後期課程又は博士課程	専門職学位課程
法学研究科	法学政治学専攻	20	15		40	45	
	法律実務専攻			50			150
	計	20	15	50	40	45	150
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	55	9		110	27	
	海洋応用生命科学専攻	59	10		118	30	
	計	114	19		228	57	
環境科学院	環境起学専攻	44	15		88	45	
	地球圏科学専攻	35	14		70	42	
	生物圏科学専攻	52	23		104	69	
	環境物質科学専攻	28	11		56	33	
	計	159	63		318	189	
理学院	数学専攻	44	16		88	48	
	物性物理学専攻	24	10		48	30	
	宇宙物理学専攻	20	9		40	27	
	自然科学専攻	39	20		78	60	
	計	127	55		254	165	
農学院	農学専攻	142	36		284	108	
生命科学学院	生命科学専攻	116	38		232	114	
	臨床薬学専攻		6			24	
	ソフトマター専攻	16	6		32	18	
	計	132	50		264	156	
教育学院	教育学専攻	45	21		90	63	
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア・観光学専攻	47	12		94	36	
保健科学院	保健科学専攻	40	10		80	30	
工学院	応用物理学専攻	33	9		66	27	
	材料科学専攻	39	7		78	21	
	機械宇宙工学専攻	27	5		54	15	
	人間機械システムデザイン専攻	26	5		52	15	
	エネルギー環境システム専攻	26	5		52	15	
	量子理工学専攻	20	5		40	15	
	環境フィールド工学専攻	24	6		48	18	
北方圏環境政策工学専攻	26	7		52	21		

	建築都市空間デザイン専攻	22	5		44	15	
	空間性能システム専攻	27	5		54	15	
	環境創生工学専攻	28	5		56	15	
	環境循環システム専攻	18	5		36	15	
	共同資源工学専攻	(20)			(40)		
	計	10			20		
		(336)	69		(672)	207	
		326			652		
総合化学院	総合化学専攻	129	38		258	114	
経済学院	現代経済経営専攻	35	8		70	24	
	会計情報専攻			20			40
	計	35	8	20	70	24	40
医学院	医科学専攻	20			40		
	医学専攻		90			360	
	計	20	90		40	360	
歯学院	口腔医学専攻		40			160	
獣医学院	獣医学専攻		16			64	
医理工学院	医理工学専攻	12	5		24	15	
国際感染症学院	感染症学専攻		12			48	
国際食資源学院	国際食資源学専攻	15	6		30	18	
文学院	人文学専攻	71	28		142	84	
	人間科学専攻	19	7		38	21	
	計	90	35		180	105	
情報科学院	情報科学専攻	196	43		392	129	
公共政策学教育部	公共政策学専攻			30			60
総計		(1,659)	643	100	(3,318)	2,093	250
		1,649			3,298		

備考

()書きの数字は、工学院共同資源工学専攻における九州大学の定員を含んだ数である。

2. 北海道大学大学院法学研究科規程

〔昭和50年5月21日〕
海大第17号

第1章 総則

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第24条第4項の規定に基づき、法学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2 本研究科は、法学及び政治学の最先端の研究を推進するとともに、多角的な研究によって得られた知見に基づき、高等教育、企業法務、ジャーナリズム等の広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人、及び、高度な法律知識、幅広い視野、人権感覚と倫理性を備えた実務法曹を養成することを目的とする。

第1章の2 専攻及び課程

第1条の3 本研究科に、次の専攻を置く。

法学政治学専攻
法律実務専攻

第2条 法学政治学専攻の課程は、博士課程とする。

2 法律実務専攻の課程は、法科大学院の課程とし、同専攻を法科大学院とする。

第2章 入学、再入学、転学及び転科

第3条 本研究科に入学できる者は、北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。）第3条第1項に規定する法科大学院の課程にあっては通則第10条第1項各号のいずれかに、通則第4条第5項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては通則第10条第1項第1号から第8号まで及び第10号のいずれかに、通則第4条第5項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては通則第10条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項に規定する者のうち、本研究科の行う選考に合格した者については、教授会（法律実務専攻にあっては、法科大学院教員会議。次条及び第4条の2において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可する。

第4条 通則第13条各号に該当する者が本研究科に再入学又は転学を願ひ出た場合は、選考の上、教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。

第4条の2 通則第13条の2第1号に該当する者が本研究科に転科を願ひ出た場合は、選考の上、教授会の議を経て、研究科長がこれを許可することができる。

第3章 法学政治学専攻

第1節 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第5条 法学政治学専攻の授業科目及び単位は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に掲げるもののほか、教授会が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

- 第5条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 第6条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、本研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、北海道大学（第10条及び第22条において「本学」という。）の大学院の学部若しくは教育部の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条第4項及び第20条第4項において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。
- 第7条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者においては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程において36単位以上、博士後期課程において20単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者においては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者においては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者においては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者においては、2年）以上在学し、20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者においては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、共通授業科目を指定して履修させ、博士課程の単位とすることができる。
- 第8条 法学政治学専攻において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 2 長期履修に関し通則第4条の2に定めるもののほか、法学政治学専攻において必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。
- 第9条 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において学修することができる。
- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えない範囲において、第6条第1項又は第7条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。
- 3 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 第9条の2 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について、同専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えないものとする。
- 第10条 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、新たに本研究科に入学した学生が、入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生（第22条において単に「科目等履修生」という。）として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本研究科において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えない範囲において、同専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第9条第2項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士後期課程を通して20単位を超えないものとする。

3 本研究科は、第1項の規定により入学前に修得した単位又は学修の成果（学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を法学政治学専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位又は学修の成果の修得により同専攻の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲において、本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第11条 授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

第12条 授業科目の試験、修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。ただし、必要な授業科目にあっては優の上に秀の成績を加え合格とすることができる。

第13条 修士論文及び博士論文並びに特定の課題についての研究の成果は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第2節 課程修了の認定

第14条 修士課程及び博士課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て、総長がこれを認定する。

第3節 特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

第15条 法学政治学専攻において、特定の授業科目を履修し、単位を取得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3 第1項の単位の修得については、第11条及び第12条の規定を準用する。

第16条 法学政治学専攻において、研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第17条 削除

第18条 通則第47条の規定による外国人留学生の入学については、教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。

第4章 法律実務専攻

第1節 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第19条 法律実務専攻の授業科目及び単位は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2に掲げるもののほか、法科大学院教員会議が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

第19条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

第20条 法科大学院の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、95単位以上を修得することとする。

2 法律実務専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院教員会議が認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、前項に規定する在学期間については1年間在学し、同項に規定する修了要件単位については、32単位を超えない範囲で、別表第2基礎プログラム〔法律基本科目の基礎科目〕の項の授業科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなす単位数は、次条第2項、第21条の2第1項及び第22条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて32単位（専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定連携法曹基礎課程（本学の法科大学院以外の法科大学院のみと専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第23条第2項において同じ。）を修了して本研究科に入学した者及びこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院教員会議が認める者（第22条第2項において「認定連携法曹基礎課程修了者等」という。）にあっては42単位）を超えないものとする。

4 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を指定して履修させ、法科大学院の課程の単位とすることができる。

第21条 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、32単位を超えない範囲において、前条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

第21条の2 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、学生が休学期間中に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について、同専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、32単位を超えないものとする。

第22条 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、新たに本研究科に入学した学生が、入学前に法学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本研究科に入学した後の同専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合におい

て、当該授業科目の別表第2の区分等については、法科大学院教員会議が別に定める。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第21条第2項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて32単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程修了者等がその入学前に専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定連携法科大学院において履修した、別表第2先端・発展プログラム〔展開・先端科目〕の項及び学際プログラム〔基礎法学・隣接科目〕の項の授業科目の欄に掲げる授業科目について修得した単位については、第21条第2項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて42単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

第23条 法律実務専攻において、履修登録することができる授業科目の単位数は、原則として第1年次及び第2年次において各36単位以内、第3年次においては44単位以内とする。ただし、法学既修者にあつては、原則として第1年次に36単位以内、第2年次に44単位以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学した者その他登録した履修科目の単位を法科大学院教員会議が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として法科大学院教員会議が認める学生については、履修登録することができる授業科目の単位数は、いずれの学年においても44単位以内とする。

第24条 授業科目の単位の修得及び試験の成績については、第11条及び第12条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、秀、優、良、可及び不可の評価によらずに、合格及び不合格の判定により評価することができる。

第25条 法律実務専攻において、一年以上在学し28単位以上を修得し、かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は、これを第2年次に進級させる。

2 第2年次に進級後一年以上在学し第1年次及び第2年次を通じて56単位以上（別表第2に掲げる基礎プログラムの区分に係る授業科目のうちから28単位以上を含む。）を修得し、かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は、法学既修者を除き、これを第3年次に進級させる。

第2節 課程修了の認定

第26条 法科大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、法科大学院教員会議の議を経て、総長がこれを認定する。

(略)

附 則（令和5年4月1日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和5年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第19条の2から第22条まで及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

法学政治学専攻

修士課程

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
○司法制度論	2	行政法学特殊演習	[2]
○行政訴訟論	2	行政法学特殊講義	[2]
○環境法	2	民法学特殊演習	[2]
○情報法	2	民法学特殊講義	[2]
○租税法Ⅰ	2	商法学特殊演習	[2]
○租税法Ⅱ	2	商法学特殊講義	[2]
○地方自治法	2	民事手続法学特殊演習	[2]
○現代取引民法	2	民事手続法学特殊講義	[2]
○現代生活民法	2	知的財産法学特殊演習	[2]
○現代金融法	2	知的財産法学特殊講義	[2]
○現代企業法Ⅰ	2	刑法学特殊演習	[2]
○現代企業法Ⅱ	2	刑法学特殊講義	[2]
○現代保険法論	2	刑事手続法学特殊演習	[2]
○現代倒産・執行法Ⅰ	2	刑事手続法学特殊講義	[2]
○現代倒産・執行法Ⅱ	2	労働法学特殊演習	[2]
○現代知的財産法Ⅰ	2	労働法学特殊講義	[2]
○現代知的財産法Ⅱ	2	社会保障法学特殊演習	[2]
○現代刑事法論	2	社会保障法学特殊講義	[2]
○刑事司法論	2	経済法学特殊演習	[2]
○現代労働法政策	2	経済法学特殊講義	[2]
○福祉法政策学	2	行政学特殊演習	[2]
○現代経済法Ⅰ	2	行政学特殊講義	[2]
○現代経済法Ⅱ	2	現代法政論特殊演習	[2]
○政策過程論	2	現代法政論特殊講義	[2]
○政策評価論	2	法政理論特殊演習	[2]
○行政マネージメントⅠ	2	法政理論特殊講義	[2]
○行政マネージメントⅡ	2	立法過程論	2
現代法政論	[2]	○私法秩序論	2
憲法学特殊演習	[2]	○現代刑事法	2
憲法学特殊講義	[2]	○法思想史	2

授 業 科 目	単 位
○現代法哲学	2
○現代法社会論	2
○現代法理論	2
○法と経済学	2
法情報学	2
○フェミニズム法学	2
○日本法史	2
○西洋法史	2
○ローマ法	2
○公共哲学	2
○現代日本政治外交論	2
○アジア政治外交論 I	2
○アジア政治外交論 II	2
○現代ヨーロッパ政治外交論	2
○現代アメリカ政治外交論	2
○現代日本政治思想	2
○現代欧米政治思想	2
基礎法政論	[2]
法哲学特殊演習	[2]
法哲学特殊講義	[2]
法社会学特殊演習	[2]
法と経済学特殊演習	[2]
法史学特殊演習	[2]
法史学特殊講義	[2]
政治学特殊演習	[2]
政治学特殊講義	[2]
政治史学特殊演習	[2]
政治史学特殊講義	[2]
政治思想史学特殊演習	[2]
政治思想史学特殊講義	[2]
基礎法政論特殊演習	[2]
基礎法政論特殊講義	[2]

授 業 科 目	単 位
○国際人権法	2
○国際組織法	2
○国際環境法	2
○比較私法制度論	2
○比較民法理論	2
○国際経済法	2
○現代法思想	2
○比較法文化論	2
○英米法	2
○ヨーロッパ法	2
○アジア法	2
○渉外取引	2
○現代政治分析	2
○福祉社会政策論	2
○比較政府間関係論	2
○外交安全保障論	2
○国際政治経済論	2
比較法政論	[2]
国際法学特殊演習	[2]
国際法学特殊講義	[2]
国際私法学特殊演習	[2]
国際私法学特殊講義	[2]
比較法学特殊演習	[2]
比較法学特殊講義	[2]
比較政治学特殊演習	[2]
比較政治学特殊講義	[2]
国際政治学特殊演習	[2]
国際政治学特殊講義	[2]
比較法政論特殊演習	[2]
比較法政論特殊講義	[2]

授 業 科 目	単 位
公法総合演習 I	[2]
公法総合演習 II	[1]
民法法総合演習 I	[2]
民法法総合演習 II	[1]
私法論総合演習 I	[2]
私法論総合演習 II	[1]
知的財産法総合演習 I	[2]
知的財産法総合演習 II	[1]
刑事法総合演習 I	[2]
刑事法総合演習 II	[1]
社会法総合演習 I	[2]
社会法総合演習 II	[1]
経済法総合演習 I	[2]
経済法総合演習 II	[1]
法理論総合演習 I	[2]
法理論総合演習 II	[1]
法文化総合演習 I	[2]
法文化総合演習 II	[1]

授 業 科 目	単 位
政治学総合演習 I	[2]
政治学総合演習 II	[1]
法政理論総合演習 I	[2]
法政理論総合演習 II	[1]
外国語特殊演習 I	[2]
外国語特殊演習 II	[2]
法政理論応用演習	[2]
海外留学 I	[1]
海外留学 II	[2]
海外留学 III	[3]
海外留学 IV	[4]
論文指導 I	4
論文指導 II	2

注 単位欄中の数字に [] のつてある授業科目は、複数の講義題目により
行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

別表第2（第19条関係）

法律実務専攻

法科大学院の課程

博士後期課程

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
憲法学特別研究	[2]	外国語特別研究Ⅰ	[2]
行政法学特別研究	[2]	外国語特別研究Ⅱ	[2]
国際法学特別研究	[2]	公法総合研究Ⅰ	[2]
民法学特別研究	[2]	公法総合研究Ⅱ	[1]
商法学特別研究	[2]	民法法総合研究Ⅰ	[2]
民事手続法学特別研究	[2]	民法法総合研究Ⅱ	[1]
知的財産法学特別研究	[2]	私法論総合研究Ⅰ	[2]
国際私法学特別研究	[2]	私法論総合研究Ⅱ	[1]
刑法学特別研究	[2]	知的財産法総合研究Ⅰ	[2]
刑事手続法学特別研究	[2]	知的財産法総合研究Ⅱ	[1]
労働法学特別研究	[2]	刑事法総合研究Ⅰ	[2]
社会保障法学特別研究	[2]	刑事法総合研究Ⅱ	[1]
経済法学特別研究	[2]	社会法総合研究Ⅰ	[2]
法哲学特別研究	[2]	社会法総合研究Ⅱ	[1]
法社会学特別研究	[2]	経済法総合研究Ⅰ	[2]
法と経済学特別研究	[2]	経済法総合研究Ⅱ	[1]
比較法学特別研究	[2]	法理論総合研究Ⅰ	[2]
法史学特別研究	[2]	法理論総合研究Ⅱ	[1]
政治学特別研究	[2]	法文化総合研究Ⅰ	[2]
比較政治学特別研究	[2]	法文化総合研究Ⅱ	[1]
行政学特別研究	[2]	政治学総合研究Ⅰ	[2]
国際政治学特別研究	[2]	政治学総合研究Ⅱ	[1]
政治史学特別研究	[2]	法政理論総合研究Ⅰ	[2]
政治思想史学特別研究	[2]	法政理論総合研究Ⅱ	[1]
現代法政論特別研究	[2]	法政理論応用研究	[2]
基礎法政論特別研究	[2]	論文指導	8
比較法政論特別研究	[2]		
法政理論特別研究	[2]		

注 単位欄中の数字に [] のつけてある授業科目は、複数の講義題目により
行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

区分	授 業 科 目	単 位	備 考
基礎プログラム（法律基本科目の基礎科目）	憲法Ⅰ	2	民事法基礎ゼミを除く授業科目を必修とし、32単位以上を修得すること。（法学既修者を除く。）
	憲法Ⅱ	1	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	1	
	民法Ⅰ	3	
	民法Ⅱ	3	
	民法Ⅲ	2	
	民法Ⅳ	2	
	商法Ⅰ	2	
	商法Ⅱ	2	
	商法Ⅲ	2	
	民事訴訟法Ⅰ	2	
	民事訴訟法Ⅱ	1	
	刑法Ⅰ	2	
	刑法Ⅱ	2	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	
刑事訴訟法Ⅱ	1		
民事法基礎ゼミ	1		
深化プログラム（法律基本科目の応用科目）	公法事例問題研究Ⅰ	2	民事法ゼミを除く授業科目を必修とし、26単位以上を修得すること。
	公法事例問題研究Ⅱ	2	
	公法事例問題研究Ⅲ	2	
	民事法事例問題研究Ⅰ	2	
	民事法事例問題研究Ⅱ	2	
	民事法事例問題研究Ⅲ	2	
	民事法事例問題研究Ⅳ	2	
	商事法事例問題研究Ⅰ	2	
	商事法事例問題研究Ⅱ	2	
	刑事法事例問題研究Ⅰ	2	
	刑事法事例問題研究Ⅱ	2	
刑事法事例問題研究Ⅲ	2		
現代家族法	2		
民事法ゼミ	1		

法実務基礎プログラム	法曹倫理 I	2	8 単位を修得すること。	14 単位以上を修得すること。 なお、エクスターンシップ I 及びエクスターンシップ II の単位は、進級に必要な単位数に算入することができない。	
	民事実務演習 A	2			
	刑事手続実務 A	2			
	刑事手続実務 B	2			
	法曹倫理 II	2	2 単位以上を修得すること。		
	民事実務演習 B	2			
	刑事裁判実務演習	2			
	ローヤリング=クリニック A	2	1 4 単位以上を修得すること。		
	ローヤリング=クリニック B	2	2 エクスターンシップ I 及びエクスターンシップ II については、いずれか一方の単位を修得した者は、他方の授業科目を履修することができない。		
	公法実務演習	2			
エクスターンシップ I	1				
エクスターンシップ II	2				
先端・発展プログラム（展開・先端科目）	先端ビジネス部門	A 取引法・企業法科目群	現代企業法 I 現代企業法 II 現代取引民法 企業法務	2 2 2 2	一つの部門を選択し、当該部門部門10単位以上を含む合計12単位以上を修得し、かつ、B～E、H～Kの科目群より1つの科目群を選択し4単位以上を修得すること。
		B 倒産法科目群〔選択科目〕	現代倒産・執行法 A 現代倒産・執行法 B 現代倒産・執行法 C	2 2 2	
		C 租税法科目群〔選択科目〕	租税法 A 租税法 B	2 2	
		D 経済法科目群〔選択科目〕	経済法 A 経済法 B 現代経済法 A 現代経済法 B	2 2 2 2	
		E 知的財産法科目群〔選択科目〕	知的財産法 A 知的財産法 B 現代知的財産法 A 現代知的財産法 B 現代知的財産法 C 現代知的財産法 D	2 2 2 2 2 2	
	部門共通	F フィールドワーク科目群	フィールドワーク	1	

生活関連部門	共通科目	G 生活関連法科目群	現代生活民法 情報法 地方自治法 社会保障法 A 社会保障法 B 医療訴訟	2 2 2 2 2 2	4 単位以上を修得すること。
		H 労働法科目群〔選択科目〕	労働法 A 労働法 B 労働法特論	2 2 2	
		I 環境法科目群〔選択科目〕	環境法 環境法特論	2 2	
		J 国際関係法（公法系）科目群〔選択科目〕	国際法 A 国際法 B 国際人権法	2 2 2	
		K 国際関係法（私法系）科目群〔選択科目〕	国際私法 国際取引法	4 2	
	L 司法制度科目群	司法制度論	2		
	M 論文科目群	研究論文	2		
	学際プログラム（基礎法学・隣接科目）	現代法哲学	2	4 単位以上を修得すること。	
		現代法社会論	2		
		現代法理論	2		
日本法史		2			
西洋法史		2			
ローマ法		2			
法と経済学		2			
英米法		2			
ヨーロッパ法		2			
アジア法		2			
比較法文化論	2				
政策分析	2				
政治過程論	2				
国際公共政策学	2				
比較政府間関係論	2				

注1 専門職大学院設置基準第20条の3第1項第3号に規定する基礎法学・隣接科目、同項第4号に規定する展開・先端科目、同条第2項及び司法試験法施行規則（平成17年法務省令

第84号) 第3条に規定する法律基本科目の基礎科目及び応用科目並びに専門職大学院設置基準第20条の3第6項及び司法試験法施行規則第1条に規定する選択科目については、区分欄に〔 〕で示すものとする。

注2 第19条第2項の臨時の授業科目の単位は、進級及び修了に必要な単位数に算入することができ、当該授業科目の区分等については、法科大学院教員会議が別に定める。

3. 北海道大学学位規程

〔昭和33年9月10日
海大達第12号〕

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(専門職学位課程を修了した者に授与する学位)

第2条の2 大学院通則第3条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は、別表第1に定めるとおりとする。

(大学院の課程による者の学位論文等の提出)

第3条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは、当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を、研究科又は学院(以下「研究科等」という。)の長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは、当該学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

(論文提出による博士の学位授与の申請)

第4条 大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は、第18条の規定による学位申請書に、学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 論文審査手数料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号)の定めるところによる。

4 既納の論文審査手数料は還付しない。

(学位論文及び資料)

第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出する学位論文は、一篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

3 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出された学位論文は、返還しない。

(学位の授与に係る審査等)

第6条 学位論文の提出があったときは、第3条第2項の場合にあっては研究科等

の長が、第4条第1項又は第2項の場合にあっては、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が、当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）に、学位論文の審査、試験及び試問（第3条第2項の場合にあっては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

- 2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。
- 3 試問は、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者に対し、口答試問及び筆答試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科等の教授会の定めるところによる。
- 4 大学院通則第25条第2項ただし書の規定により、試問を免除することができるのは、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。
- 5 大学院通則第25条第2項ただし書に規定する試問以外の方法とは、学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし、当該審査は、研究科等の教授会が特に認めたとときに行うことができる。
- 6 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。
- 7 大学院通則第22条第2項に規定する試験及び審査に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

（審査委員）

第7条 研究科等の教授会は、当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条第1項の審査等を行う。

- 2 前項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。
 - (1) 当該研究科等の研究指導を担当する准教授、講師又は助教（客員准教授並びに特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。）
 - (2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教
 - (3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等
- 3 前2項の規定により審査委員に選定された者のほか、第1項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、同項に規定する教授又は前項第1号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第8条 削除

（審査期間）

第9条 審査委員は、第3条第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、審査等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第10条 審査委員は、審査等を終了したときは、ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

（教授会の審議）

第11条 研究科等の教授会は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定により学位論文を提出した者にあっては、課程の修了の可否について、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者にあっては、学位の授与の可否について審議する。

- 2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 海外出張中、休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は、前項に規定する定数算定の基礎数に算入しない。
- 4 第1項に規定する事項に係る議事は、出席構成員の3分の2以上で決するものとする。
- 5 卒業の可否については学部の教授会（現代日本学プログラム課程にあっては、現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第2項及び第16条において同じ。）が、修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が、専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。
- 6 前項の教授会の定数及び議決の方法は、各学部、各研究科等又は教育部の長（現代日本学プログラム課程にあっては、現代日本学プログラム課程長。次条第2項において同じ。）が別に定める。

（報告）

第12条 前条第1項の規定に基づき、学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が、同条第4項の議決をしたときは、当該研究科等の長は、学位論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。

- 2 前条第1項又は第5項の規定に基づき、学部、研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは、当該学部、研究科等又は教育部の長は、可とした者を総長に報告しなければならない。
 - 3 前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては、当該者の学位論文、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。
- （学位の授与）

第13条 総長は、前条第1項の報告に基づき、大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

- 2 総長は、前条第2項の報告に基づき、卒業を認定又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し、学位記を授与する。
- （学位論文要旨等の公表）

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科等の教授会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。
- 4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部、研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 学部、研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。
(財産上の利益等の受領の禁止)

第16条の2 第7条に規定する審査委員は、審査等の対象となる者から供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあっては、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
(登録)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。
(学位記及び書類の様式等)

第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は、別表第2のとおりとする。

(略)

附 則 (平成31年4月1日海大達第43号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成31年海大達第 号)附則第2項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、文学研究科の修士及び博士の学位にあっては文学又は学術とし、情報科学研究科の修士の学位にあっては工学又は情報科学とする。

別表第1 (第2条, 第2条の2関係)

1 学士

学部等	専攻分野の名称
文学部	文学
教育学部	教育学
法学部	法学
経済学部	経済学 経営学
理学部	理学
医学部	医学 看護学 保健学
歯学部	歯学
薬学部	薬科学 薬学
工学部	工学
農学部	農学
獣医学部	獣医学
水産学部	水産学
現代日本学プログラム課程	学術

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業者の学位に、「経営学」は経済学部経営学科の卒業者の学位に、「医学」は医学部医学科の卒業者の学位に、「看護学」及び「保健学」は医学部保健学科の卒業者の学位に、「薬科学」は薬学部薬科学科の卒業者の学位に、「薬学」は薬学部薬学科の卒業者の学位に付記する。

2 修士及び博士

研究科及び学院	専攻分野の名称	
	修士	博士
法学研究科	法学	法学
水産科学院	水産科学	水産科学
環境科学院	環境科学	環境科学
理学院	理学	理学
農学院	農学	農学
生命科学学院	生命科学 薬科学 ソフトマター科学	生命科学 薬科学 臨床薬学 ソフトマター科学
教育学院	教育学	教育学
国際広報メディア・ 観光学院	国際広報メディア 学術 観光学	国際広報メディア 学術 観光学
保健科学院	保健科学 看護学	保健科学 看護学
工学院	工学	工学
総合化学院	総合化学	理学 工学 総合化学
経済学院	経済学 経営学	経済学 経営学
医学院	医科学 公衆衛生学	医学
歯学院	—	歯学
獣医学院	—	獣医学
医理工学院	医理工学	医理工学
国際感染症学院	—	感染症学 獣医学
国際食資源学院	食資源学	食資源学
文学院	文学 学術 人間科学	文学 学術 人間科学
情報科学研究科	工学 情報科学	工学 情報科学

備考 一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合、当該名称を付記する対象者の範囲は、当該研究科等が別に定める。

3 専門職学位

研究科、学院及び教育部	学位
法学研究科	法務博士（専門職）
経済学院	会計修士（専門職）
公共政策学教育部	公共政策学修士（専門職）

別表第2（第18条関係）

1 本学を卒業した場合の学位記の様式

(1) 本学（共同獣医学課程及び現代日本学プログラム課程を除く。）を卒業した場合の学位記の様式

学位記	
氏名	
年月日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する	
年月日	
大学の印	北海道大学
第 号	

備考 「〇〇学科」は、法学部にあつては「法学課程」とする。

(2) 共同獣医学課程を卒業した場合の学位記の様式

学位記	
氏名	
年月日生	
北海道大学獣医学部及び帯広畜産大学畜産学部の共同獣医学課程所定の課程を修め卒業したので学士（獣医学）の学位を授与する	
年月日	
大学の印	北海道大学
大学の印	帯広畜産大学
第 号	

(3) 現代日本学プログラム課程を卒業した場合の学位記の様式

学位記

氏 名
年 月 日生
本学現代日本学プログラム課程所定の課程を修め本学を卒業したので学士（学術）の学位を授与する

年 月 日

大学の印

北海道大学

第 号

2 修士課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 修士課程（共同資源工学専攻を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学位記

氏 名
年 月 日生
本学大学院○○研究科（又は○○学院）○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年 月 日

大学の印

北海道大学

第 号

(2) 共同資源工学専攻を修了した場合の学位記の様式

学位記

氏 名
年 月 日生
北海道大学大学院工学院及び九州大学大学院工学府の共同資源工学専攻の修士課程を修了したので修士（工学）の学位を授与する

年 月 日

大学の印

北海道大学

大学の印

九州大学

第 号

3 博士課程を修了した場合の学位記の様式

- (1) 博士課程（文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された学位プログラム（次号において「リーディングプログラム」という。）及び大学院通則第24条の5に規定する外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラム（第3号において「コチュテルプログラム」という。）を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

- (2) リーディングプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇学院〇〇専攻の博士課程（〇〇プログラム）を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

備考 学位記に付記するリーディングプログラムの名称（〇〇プログラム）は、総長が別に定める。

- (3) コチュテルプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

4 専門職学位課程を修了した場合の学位記の様式

- (1) 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇学院（又は〇〇教育部）〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

(2) 法科大学院の課程を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院法学研究科法律実務専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

5 論文提出による場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験並びに試問に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

6 学位申請書関係書類の様式

(1) 学位申請書の様式

学 位 申 請 書	
貴学学位規程第4条〇項の規定により学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料 円を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請します。	
年 月 日	
北海道大学総長	氏 名（自著） 殿

備考（ ）には、別表第1の博士に係る専攻分野の名称を記載すること。

(2) 学位申請書に添付する書類の様式

イ 論文目録の様式

論 文 目 録	
学位論文	
1 題 目	
2 印刷公表の方法及び時期	
3 冊 数	
参考論文	
1 題 目	
2 冊 数	
年 月 日	
学位申請者 氏 名（自著）	

- 備考 1 論文題目が外国語の場合には、和訳を付すること。
2 学位論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。
3 参考論文が2種以上あるときは、列記すること。

ロ 履歴書の様式

履 歴 書		
本 籍 所		
現 住 所		
	氏 名	
	年 月 日 生	
学 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
職 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
研究歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
賞 罰		
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日	氏 名 (自著)	

備考 学歴は、旧制中学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

7 学位申請関係書類の提出部数

- (1) 学位申請書正副2通
- (2) 学位論文(参考論文を含む)正副2通
- (3) 論文目録2通
- (4) 履歴書2通

備考 参考論文が2冊以上あるときは、現物に番号を付すること。

8 その他

学位申請書関係書類の様式については、縦書きも可とする。

4. 北海道大学学位規程の運用に関する細則

〔平成4年3月18日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号。以下「学位規程」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与日)

第2条 学位を授与する日は、次のとおりとする。

- (1) 3月25日
- (2) 3月31日(学士の学位に限る。)
- (3) 6月30日
- (4) 9月25日
- (5) 12月25日

2 前項第1号に掲げる日が金曜日、土曜日又は日曜日の場合は、直前の木曜日とする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる日が土曜日又は日曜日の場合は、直前の金曜日とする。

4 第1項第4号及び第5号に掲げる日が土曜日の場合は、直前の金曜日とし、日曜日の場合は、直後の月曜日とする。

5 前各項の規定にかかわらず、学士及び修士の学位を授与する日について特別な事情がある場合には、総長が別に定める日に学位を授与することができる。

(論文博士の学位授与申請に必要な研究歴)

第3条 北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。)第25条第2項に規定する論文提出による博士(以下「論文博士」という。)の学位の授与を申請できる者は、次に掲げる研究歴を有するものとする。

- (1) 通則第10条第1項各号及び第11条各号に定める者にあつては、通則第4条第1項の規定による標準修業年限以上で、研究科又は学院(以下「研究科等」という。)が必要と認める期間とする。ただし、専攻分野の名称が医学にあつては、「通則第4条第1項の規定による標準修業年限以上」とあるのは、「5年以上(臨床医学においては6年以上)」とする。
- (2) 前号以外の者にあつては、研究科等が相当と認める期間とする。

2 前項の研究歴とは、次に掲げる経歴をいう。

- (1) 大学の専攻科に学生として在学した期間
- (2) 大学院に学生として在学した期間
- (3) 大学又は大学院に研究生として在学した期間

(4) 大学に常勤の職員(常勤の職員に準ずる勤務形態の非常勤職員を含む。以下同じ。)として研究に従事した期間

(5) 研究科等の教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)が適当と認める研究機関において常勤の職員として研究に従事した期間

(6) 研究科等の教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究に従事した期間
(論文博士の学位授与申請の手続)

第4条 論文博士の学位の授与申請は、専攻分野の名称に応じた当該研究科等の長を経由するものとする。

(論文博士の学位論文)

第5条 論文博士の学位論文は、単著とする。ただし、研究科等の教授会が認めるときは、共著とすることができる。

2 前項ただし書による学位論文は、学位の授与を申請する者が共著者と共同して行った研究において主要な役割を果たし、かつ、その成果が当該論文の核心をなしていることが明確なものであり、また、申請に当たっては、当該共著者の承諾書(当該論文を当該共著者が学位論文として使用しないことを含む。)を添付するものとする。

(学位論文の審査等)

第6条 学位規程第6条第1項の規定により、総長から審査等の付託があったときは、研究科等の教授会は学位の授与を申請した者に論文内容の要旨を提出させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査等の実施に関する取扱いについては、研究科等の教授会の定めるところによる。

(審査委員の主査等)

第7条 研究科等の教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)は、学位規程第7条第1項の規定により選定した審査委員のうちから1名を主査として選定する。ただし、研究科等の教授会において必要があると認めたときは、学位規程第7条第2項第1号に規定する准教授を主査として選定することができる。

2 研究科等の教授会は、試験及び試問(学位規程第3条第2項の場合にあつては試験)を行うに当たり、必要と認める場合には、同規程第7条の規定による審査委員のほか、関連科目担当の教授、准教授、講師又は助教(客員教授及び客員准教授並びに特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。)を加えることができる。

(学位記に付記するリーディングプログラムの名称)

第8条 学位規程別表第2の3(2)備考の規定により学位記に付記するリーディングプログラムの名称は、次のとおりとする。

リーディングプログラムの名称	研究科等
One Healthに貢献する獣医学グローバルリーダー育成プログラム	獣医学院 国際感染症学院
One Healthに貢献する獣医学グローバルリーダー育成プログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コース	
One Healthに貢献する獣医学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成コース	
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム	環境科学院 理学院 生命科学院 工学院 総合化学院

(学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称)

第9条 学位規程別表第2の3(2)備考の規定により学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称は、次のとおりとする。

リーディングプログラムの名称	研究科等
One Healthフロンティア卓越大学院プログラム	環境科学院 生命科学院
One Healthに貢献する獣医学グローバルリーダー育成プログラム	保健科学院
One Healthに貢献する獣医学グローバルリーダー育成プログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コース	医学院 歯学院 獣医学院 国際感染症学院
One Healthに貢献する獣医学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成コース	

(略)

附 則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

2. 博士後期課程
 ◎集中講義 (教員名) …非常勤講師等

授業科目名	単位数	開講期		外・ クラ 指定	令和6年度担当教員	合 併 科 目	
		I 期	II 期			修士課程	学部
憲法学特別研究	2	●			鈴木 敦	憲法学特殊演習	
憲法学特別研究	2	●	●		藤藤 正彰	憲法学特殊講義	
行政法学特別研究	2	●	○		永田 雅宏	行政法学特殊演習	
行政法学特別研究	2	●	●		津田 智成	行政法学特殊演習	
行政法学特別研究	2	●	○		岸本 大樹	行政法学特殊演習	
国際法学特別研究	2	●	●		開出 雄介	国際法学特殊演習	
民法学特別研究	2	●			山本 周平	民法学特殊演習	
民法学特別研究	2	●			根本 尚徳	民法学特殊演習	
民法学特別研究	2	●			林 耕平	民法学特殊講義	
民法学特別研究	2	●	●		佐 佐賀 友	民法学特殊講義	
商法学特別研究	2	●	○		三宅 新	商法学特殊演習	
商法学特別研究	2	●	○		三宅 新	商法学特殊演習	
民事手続法学特別研究	2	●	○		山本戸 勇一郎	民事手続法学特殊演習	
民事手続法学特別研究	2	●	●		横路 俊一	民事手続法学特殊講義	
知的財産法学特別研究	2	●	○		中山 一郎	知的財産法学特殊演習	
知的財産法学特別研究	2	●	○		中山 一郎	知的財産法学特殊演習	
知的財産法学特別研究	2	●	●		吉田 広志	知的財産法学特殊演習	
知的財産法学特別研究	2	●	●		中山 一郎	知的財産法学特殊演習	
知的財産法学特別研究	2	●	●		ハズハ フラニスラフ	知的財産法学特殊講義	
知的財産法学特別研究	2	●	●		ハズハ フラニスラフ	知的財産法学特殊講義	
刑法学特別研究	2	●	○		横濱 和裕	刑法学特殊講義	
刑法学特別研究	2	●	○		城下 裕二	刑法学特殊演習	
刑法学特別研究	2	●	○		松尾 誠記	刑法学特殊講義	
刑事手続法学特別研究	2	●	○		上田 信太郎	刑事手続法学特殊演習	
労働法学特別研究	2	●	●		池田 悠	労働法学特殊演習	
労働法学特別研究	2	◎	◎		(戸谷 義治)	労働法学特殊講義	
社会保険法学特別研究	2	●	●		川久保 寛	社会保険法学特殊講義	
経済法学特別研究	2	●	○		中川 晶比呂	経済法学特殊演習	
法社会学特別研究	2	●	○		塚崎 一郎	法社会学特殊演習	
政治学特別研究	2	●	●		土井 翔平	政治学特殊演習	
比較政治学特別研究	2	●	●		馬場 善徳	比較政治学特殊演習	
行政学特別研究	2	●	○		山崎 幹親	行政学特殊演習	
行政学特別研究	2	●	●		村上 裕一	行政学特殊演習	
行政学特別研究	2	●	●		宇野 二郎	行政学特殊演習	
政治学特別研究	2	●	●		中村 晋	政治学特殊講義	
政治史学特別研究	2	●	●		小沢 将子	政治史学特殊演習	
政治史学特別研究	2	●	●		岩谷 将	政治史学特殊演習	
政治史学特別研究	2	●	●		岩谷 将	政治史学特殊講義	
政治思想史学特別研究	2	●	●		眞壁 仁	政治思想史学特殊演習	
政治思想史学特別研究	2	●	○		権左 武志	政治思想史学特殊演習	
法政理論特別研究	2	●	●		藤原、森本、小坂木、水野、平野	法政理論特殊講義	日本法入門
公法総合研究Ⅰ	2	●	●		佐藤 裕二	公法総合演習Ⅰ	(公法研究会)
公法総合研究Ⅱ	2	●	●		佐藤 裕二	公法総合演習Ⅰ	(公法研究会)
公法総合研究Ⅱ	1	●	●		佐藤 裕二	公法総合演習Ⅱ	(公法研究会)
公法総合研究Ⅱ	1	●	●		佐藤 裕二	公法総合演習Ⅱ	(公法研究会)
民法法総合研究Ⅰ	2	●	●		横路 俊一	民法法総合演習Ⅰ	(民法法研究会)
民法法総合研究Ⅰ	2	●	●		横路 俊一	民法法総合演習Ⅰ	(民法法研究会)
民法法総合研究Ⅰ	2	●	●		横路 俊一	民法法総合演習Ⅰ	(民法法研究会)
民法法総合研究Ⅰ	2	●	●		横路 俊一	民法法総合演習Ⅰ	(民法法研究会)
民法法総合研究Ⅱ	1	●	●		横路 俊一	民法法総合演習Ⅱ	(民法法研究会)
民法法総合研究Ⅱ	1	●	●		横路 俊一	民法法総合演習Ⅱ	(民法法研究会)

授業科目名	単位数	開講期		外・ クラ 指定	令和6年度担当教員	合 併 科 目	
		I 期	II 期			修士課程	学部
知的財産法総合研究Ⅰ	2	●			中山・吉田広	知的財産法総合演習Ⅰ	(知的財産研究会)
知的財産法総合研究Ⅰ	2	●	●		中山・吉田広	知的財産法総合演習Ⅰ	(知的財産研究会)
刑事法総合研究Ⅰ	2	●	●		松尾 誠記	刑事法総合演習Ⅰ	(刑事法研究会)
刑事法総合研究Ⅰ	2	●	●		松尾 誠記	刑事法総合演習Ⅰ	(刑事法研究会)
刑事法総合研究Ⅱ	1	●	●		松尾 誠記	刑事法総合演習Ⅱ	(刑事法研究会)
刑事法総合研究Ⅱ	1	●	●		松尾 誠記	刑事法総合演習Ⅱ	(刑事法研究会)
社会法総合研究Ⅰ	2	●	●		川久保 寛	社会法総合演習Ⅰ	(社会保険法研究会)
社会法総合研究Ⅰ	2	●	●		川久保 寛	社会法総合演習Ⅰ	(社会保険法研究会)
社会法総合研究Ⅱ	1	●	●		池田 悠	社会法総合演習Ⅱ	(労働判例研究会)
社会法総合研究Ⅱ	1	●	●		池田 悠	社会法総合演習Ⅱ	(労働判例研究会)
社会法総合研究Ⅱ	1	●	●		池田 悠	社会法総合演習Ⅱ	(労働判例研究会)
社会法総合研究Ⅱ	1	●	●		池田 悠	社会法総合演習Ⅱ	(労働判例研究会)
経済法総合研究Ⅰ	2	●	●		中川 晶比呂	経済法総合演習Ⅰ	(経済法研究会)
経済法総合研究Ⅰ	2	●	●		中川 晶比呂	経済法総合演習Ⅰ	(経済法研究会)
法理論総合研究Ⅰ	2	●	●		郭 徳	法理論総合演習Ⅰ	(法理論研究会)
法理論総合研究Ⅰ	2	●	●		郭 徳	法理論総合演習Ⅱ	(法理論研究会)
法文化総合研究Ⅰ	2	●	●		野 行	法文化総合演習Ⅰ	(法規範と法研究会)
政治学総合研究Ⅰ	2	●	●		村上 裕一	政治学総合演習Ⅰ	(政治研究会)
政治学総合研究Ⅰ	2	●	●		村上 裕一	政治学総合演習Ⅰ	(政治研究会)
外国語特別研究Ⅰ(英語)	2	●	○		馬場 善徳	外国語特殊演習Ⅱ(英語)	外国語応用演習(英語)
外国語特別研究Ⅰ(ドイツ語)	2	●	○		小名木 明宏	外国語特殊演習Ⅱ(ドイツ語)	外国語応用演習(ドイツ語)
外国語特別研究Ⅰ(フランス語)	2	●	○		川村 力	外国語特殊演習Ⅱ(フランス語)	外国語応用演習(フランス語)
外国語特別研究Ⅰ(中国語)	2	●	○		岩谷 将	外国語特殊演習Ⅱ(中国語)	外国語応用演習(中国語)
法政理論総合研究Ⅱ	2	●	●		高等教育センター長		
論文指導	8				指導教員		

Ⅶ. 法学政治学専攻（修士・博士）のナンバリングについて

授業科目のナンバリングは、授業科目について、授業内容、レベル等に応じて特定のナンバーを付与し、シラバス等に記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指すものです。ナンバーの表示方法は、次のとおりです。

ナンバーの表示方法：英字＋4桁の数字

英字	大分類	LAW	法学政治学専攻授業科目
4桁目	レベル	5000番台 6000番台 7000番台	修士課程（基礎的な内容）の科目 修士課程（発展的な内容）の科目 博士後期課程の科目
3桁目 2桁目	中分類 小分類	「00」～「64」までの数字で標記	中分類 担当講座毎に設定 小分類 実行教育課程表における カテゴリー毎に設定 ※詳細は次ページの表を参照
1桁目	言語		日本語で行う授業 英語で行う授業 日本語及び英語のバイリンガル授業、受講者決定後に使用言語（日本語又は英語）を決定する授業 英語以外の外国語で行う授業 その他（例えば日本語と中国語のバイリンガル授業など）

大分類コード	レベル	中分類	小分類	ナンバリングコード	校番	備考
LAW	5	民事法	現代法政論	LAW 500_	0	001 現代生活民法
						002 現代企業法Ⅰ
						003 現代企業法Ⅱ
						004 現代取引民法
						005 現代金融法
						006 現代保険法論
						007 現代遺産・執行法Ⅰ
						008 現代遺産・執行法Ⅱ
						009 現代知的財産法Ⅰ
						010 現代知的財産法Ⅱ
						011 現代法政論
	6	民事法	基礎法政論	LAW 600_	0	001 民法学特殊演習
						002 民法学特殊講義
						003 商法学特殊演習
						004 商法学特殊講義
						005 民事手続法学特殊演習
						006 民事手続法学特殊講義
						007 知的財産法学特殊演習
						008 知的財産法学特殊講義
						009 現代法政論特殊演習
						010 現代法政論特殊講義
						5
	002 基礎法政論特殊演習					
	6	民事法	基礎法政論	LAW 601_	0	001 基礎法政論特殊演習
002 基礎法政論特殊講義						
5	民事法	比較法政論	LAW 502_	2	001 涉外取引	
					002 比較私法制度論	
					003 比較民法理論	
					004 比較法政論	
6	民事法	比較法政論	LAW 602_	0	001 国際私法学特殊演習	
					002 国際私法学特殊講義	
5	民事法	比較法政論	LAW 503_	0	001 民法総合演習Ⅰ	
					002 民法総合演習Ⅱ	
6	民事法	共通科目群	LAW 603_	3	003 私法論総合演習Ⅰ	
					004 私法論総合演習Ⅱ	
					005 知的財産法総合演習Ⅰ	
					006 知的財産法総合演習Ⅱ	

大分類コード	レベル	中分類	小分類	ナンバリングコード	枝番	備考			
LAW	5	公法	現代法政論	LAW 510_	001	行政高審論			
					002	憲法論			
					003	情報法			
					004	租税法Ⅰ			
					005	租税法Ⅱ			
					006	地方自治法			
					007	現代法政論			
					LAW 610_	001	憲法学特殊演習		
						002	憲法学特殊講義		
						003	行政法学特殊演習		
	004	行政法学特殊講義							
	005	現代法政論特殊演習							
	006	現代法政論特殊講義							
	5	1	基礎法政論	LAW 511_	001	立法過程論			
					002	基礎法政論			
					LAW 611_	001	基礎法政論特殊演習		
						002	基礎法政論特殊講義		
	5	2	比較法政論	LAW 512_	001	国際人権法			
					002	国際組織法			
					003	国際環境法			
					004	比較法政論			
				LAW 612_	001	国際法学特殊演習			
					002	国際法学特殊講義			
					003	比較法政論特殊演習			
					004	比較法政論特殊講義			
	5	3	共通科目群	LAW 513_	001	公法総合演習Ⅰ			
					002	公法総合演習Ⅱ			
					LAW 613_	001	現代刑事法論		
						002	刑事司法論		
	6	2	現代法政論	LAW 520_	003	現代法政論			
001					刑法学特殊演習				
002					刑法学特殊講義				
003					刑事手続法学特殊演習				
004					刑事手続法学特殊講義				
005					現代法政論特殊演習				
006					現代法政論特殊講義				
5					1	基礎法政論	LAW 521_	001	現代刑事法
								002	基礎法政論
								LAW 621_	001
	002	基礎法政論特殊講義							
5	2	比較法政論	LAW 522_	001	比較法政論				
				LAW 622_	001	比較法政論特殊演習			
					002	比較法政論特殊講義			
				5	3	共通科目群	LAW 523_	001	刑事法総合演習Ⅰ
LAW 623_	001	刑事法総合演習Ⅱ							
	002	刑事法総合演習Ⅱ							

大分類コード	レベル	中分類	小分類	ナンバリングコード	枝番	備考	
LAW	5	社会法	現代法政論	LAW 530_	001	現代労働法政策	
					002	福祉法政策学	
					003	現代経済法Ⅰ	
					004	現代経済法Ⅱ	
					005	現代法政論	
					001	労働法学特殊演習	
					002	労働法学特殊講義	
					003	社会保障法学特殊演習	
					004	社会保障法学特殊講義	
					005	経済法学特殊演習	
	006	経済法学特殊講義					
	007	現代法政論特殊演習					
	008	現代法政論特殊講義					
	5	1	基礎法政論	LAW 531_	001	基礎法政論	
					001	基礎法政論特殊演習	
					LAW 631_	002	基礎法政論特殊講義
						001	国際経済法
	5	2	比較法政論	LAW 532_	001	比較法政論	
					002	比較法政論特殊演習	
					LAW 632_	001	比較法政論特殊演習
						002	比較法政論特殊講義
	6	3	共通科目群	LAW 633_	001	社会法総合演習Ⅰ	
					002	社会法総合演習Ⅱ	
					003	経済法総合演習Ⅰ	
					004	経済法総合演習Ⅱ	
	5	0	現代法政論	LAW 540_	001	現代法政論	
					LAW 640_	001	現代法政論特殊演習
						002	現代法政論特殊講義
					5	4	基礎法政論
	002	現代法哲学					
003	現代法社会論						
004	現代法理論						
005	法と経済学						
006	フェミニズム法学						
007	日本法史						
008	西洋法史						
009	ロープ法						
010	基礎法政論						
001	法哲学特殊演習						
002	法哲学特殊講義						
003	法社会学特殊演習						
004	法と経済学特殊演習						
005	法史学特殊演習						
006	法史学特殊講義						
007	基礎法政論特殊演習						
008	基礎法政論特殊講義						
5	2	比較法政論	LAW 542_	001	現代法思想		
				002	比較法文化論		
				003	英米法		
				004	ヨーロッパ法		
005	アジア法						
006	比較法政論						
6	0	現代法政論	LAW 642_	001	比較法学特殊演習		
				002	比較法学特殊講義		
				003	比較法政論特殊演習		
				004	比較法政論特殊講義		
5	3	共通科目群	LAW 543_	001	法理論総合演習Ⅰ		
				LAW 643_	002	法理論総合演習Ⅱ	
					003	法文化総合演習Ⅰ	
				004	法文化総合演習Ⅱ		

大分類コード	レベル	中分類	小分類	ナンバリングコード	枝番	備考				
LAW	5	政治学	現代法政論	LAW 550_	001	行政マネジメントⅠ				
					002	行政マネジメントⅡ				
					003	政策過程論				
					004	政策評価論				
					005	現代法政論				
				LAW 650_	001	行政学特殊演習				
					002	行政学特殊講義				
					003	現代法政論特殊演習				
					004	現代法政論特殊講義				
					001	現代日本政治外交論				
	5	政治学	基礎法政論	LAW 551_	002	アジア政治外交論Ⅰ				
					003	アジア政治外交論Ⅱ				
					004	公共哲学				
					005	現代ヨーロッパ政治外交論				
					006	現代アメリカ政治外交論				
					007	現代日本政治思想				
					008	現代欧米政治思想				
					009	基礎法政論				
					001	政治学特殊演習				
					002	政治学特殊講義				
	6	政治学	基礎法政論	LAW 651_	003	政治学特殊演習				
					004	政治史学特殊講義				
					005	政治思想史学特殊演習				
					006	政治思想史学特殊講義				
					007	基礎法政論特殊演習				
					008	基礎法政論特殊講義				
					5	政治学	比較法政論	LAW 552_	001	現代政治分析
									002	福祉社会政策論
	003	比較政府間関係論								
	004	外交安全保障論								
005	国際政治経済論									
006	比較法政論									
LAW 652_	001	比較政治学特殊演習								
	002	比較政治学特殊講義								
	003	国際政治学特殊演習								
	004	国際政治学特殊講義								
6	政治学	比較法政論	LAW 652_	005	比較法政論特殊演習					
				006	比較法政論特殊講義					
5	政治学	共通科目群	LAW 553_	001	政治学総合演習Ⅰ					
				002	政治学総合演習Ⅱ					
6	政治学	共通科目群	LAW 653_	001	政治学総合演習Ⅰ					
				002	政治学総合演習Ⅱ					

大分類コード	レベル	中分類	小分類	ナンバリングコード	枝番	備考	
LAW	5	その他	現代法政論	0	LAW 560_	001	司法制度論
					LAW 660_		
					LAW 661_	001	法情報学
			基礎法政論	1	LAW 561_		
					LAW 661_		
					LAW 562_		
	比較法政論	2	LAW 662_				
			LAW 563_				
	留學生向け特別授業	3	共通科目群・論文指導・その他	4	LAW 663_	001	法政理論特殊講義
					LAW 564_	001	外国語特殊演習Ⅰ
						002	法政理論応用演習
						001	法政理論総合演習Ⅰ
						002	法政理論総合演習Ⅱ
						003	法政理論総合演習Ⅲ
		004	外国語特殊演習Ⅱ				
		005	論文指導Ⅰ				
		006	論文指導Ⅱ				
		007	海外留学Ⅰ～Ⅳ				

※同一科目名称でも異なる中分類により開講されている場合があるので留意すること。

法学研究科法学政治学専攻（博士）におけるナンバリング一覧表

大分類コード	コース	中分類	小分類	ナンバリング	備考
LAW	7	民法	0	LAW 700_	001 民法学特別研究
					002 商法学特別研究
					003 競争法経済法特別研究
					004 知的財産法特別研究
					005 国際私法特別研究
					006 民事法総合研究Ⅰ
		007 民法法総合研究Ⅱ			
		008 民法法総合研究Ⅲ			
		009 民法法総合研究Ⅳ			
		010 知的財産法総合研究Ⅰ			
		011 知的財産法総合研究Ⅱ			
		012 現代法政論特別研究			
	公法	1	LAW 710_	003 憲政法政論特別研究	
				004 比較法政論特別研究	
				001 憲法学特別研究	
				002 行政法学特別研究	
				003 国際法特別研究	
				004 公法総合研究Ⅰ	
	005 公法総合研究Ⅱ				
	006 現代法政論特別研究				
	007 法政法政論特別研究				
	008 比較法政論特別研究				
	刑事法	2	LAW 720_	001 刑法学特別研究	
				002 刑事手続法特別研究	
003 刑事法総合研究Ⅰ					
004 刑事法総合研究Ⅱ					
005 現代法政論特別研究					
006 憲政法政論特別研究					
007 比較法政論特別研究					
社会法	3	LAW 730_	001 労働法学特別研究		
			002 労働経済法特別研究		
			003 経済法学特別研究		
			004 社会法総合研究Ⅰ		
			005 社会法総合研究Ⅱ		
			006 経済法総合研究Ⅰ		
007 経済法総合研究Ⅱ					
008 現代法政論特別研究					
009 憲政法政論特別研究					
010 比較法政論特別研究					
4	基礎法学	LAW 740_	001 法学特別研究		
			002 社会心理学研究		
			003 法上経済学特別研究		
			004 法学特別研究		
			005 比較法学特別研究		
			006 民法法総合研究Ⅰ		
			007 民法法総合研究Ⅱ		
			008 法文化総合研究Ⅰ		
			009 法文化総合研究Ⅱ		
			010 現代法政論特別研究		
			011 憲政法政論特別研究		
			012 比較法政論特別研究		
LAW	7	政治学	0	LAW 750_	001 行政学特別研究
					002 政治学特別研究
					003 政治学特別研究
					004 政治思想史学特別研究
					005 比較政治学特別研究
					006 国際政治学特別研究
	007 政治学総合研究Ⅰ				
	008 政治学総合研究Ⅱ				
	009 現代法政論特別研究				
	010 憲政法政論特別研究				
	011 比較法政論特別研究				
	6	その他	共通	0	LAW 760_
002 社会学特別研究					
003 法上経済学特別研究					
研究会自由読書・論文指導・その他		2	LAW 762_	001 法政理論特別研究	
				002 外国語特別研究	
				003 法政理論総合研究Ⅰ	
004 法政理論総合研究Ⅱ					
005 法政理論応用研究					
006 論文指導					

※同一科目名称でも異なる中分類により開講されている場合があるので留意すること。

VIII. 引用の仕方—不正と言わないために

1. 学生生活と研究不正のかかわり

皆さんは「研究不正」と聞いて何を思い浮かべてでしょう。2014年文部科学大臣名で決定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（以下ガイドライン）」によれば、研究活動における不正行為とは、「得られたデータや結果の模造、改ざん、及び他者の研究結果等の盗用」であるとされています（ガイドライン、p.4）。より具体的には、「捏造」とは「存在しないデータ、研究成果等を作成すること」、「改ざん」とは「研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること」、「盗用」とは「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」と規定されています（ガイドライン、p.10）。2014年のSTAP細胞事件、2013年のノバルティスファーマ社員が関与した臨床研究データ捏造・利益相反事件など、近年においても社会的に影響の大きい研究不正が発覚しており、社会の関心も高まっています。皆さんの中にもこうした出来事を知っている方は多いと思います。

では、こうした研究不正は報道で知るので、大学生には直接関係のない出来事なのでしょうか。1977年以降2012年10月末までに発生し、情報が得られた114件の研究不正事案について分析した松澤の研究（2013a; 2013b）によれば、研究不正の有無の調査や研究不正を行った研究者の処分を要求する「申立て」の対象となった者、および調査の結果処分の対象となった者合わせて203人のうち、30人（14.8%）が「学生」でした（松澤, 2013b, p.227）。ここでいう「学生」とは大学院生などですが、専門的な研究に携わる大学院生は、社会の関心を集める研究不正事案においても無関係であるとは言えない状況です。

それでは、研究機関での研究に従事しなければ、学生の皆さんは研究不正と無縁でいられるのでしょうか。ここで、「不正行為」について、身近な事例を考えてみましょう。皆さんに最も近いところにある問題として、成績評価に関する不正行為があります。本学においても、成績評価に関する不正行為については便覧等で取り上げられています。本学の便覧の記述を少し見てみましょう。

不正行為

- 1) 試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものである。また、不正行為があったときは、厳しく処分される。停学等により留年となり、卒業が1年間またはそれ以上延期となる可能性がある。また、延期分の授業料の納付、奨学金の停（廃）止など学生生活に多大な影響が生じることもある。
- 2) 試験には、小テストや中間試験等、学期末試験以外も含まれる。

- 3) レポートの盗用や剽窃についても、不正行為として厳しい処分をもって対応する。
(平成 29 年度入学者用総合教育部署 頁 p. 61, 下線は引用者による)

4) 不正行為

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものです。万一不正行為があったときは、厳しく処分されます。ここでの試験には、小テストや中間試験等、定期試験以外の試験も含まれます。学期中・学期末に提出するレポートも試験と同じ基準で判断されます。他人が作成したレポート（電子ファイルを含む）を複製したり加工したりして、自分のレポートとして提出することは認められません。また、レポート作成の際に文献やデータ（インターネット情報を含む）を引用・利用した場合には、その出所を明記しなくてはなりません。明記しない場合は不正行為と見なされます。

(2017 年度第 2 年次進級者用法学部学生便覧 p. 18, 下線は引用者による)

上記のように、「試験における不正行為」は厳しい処分の対象となることが述べられています。注目していただきたいのは、レポート作成の際の不正行為についても特記されていることです。大学はなぜ、レポート作成の際の盗用、文献・情報の不適切な利用について、学生の皆さんに注意を促しているのでしょうか。

これには、残念なことに盗用がポピュラーな不正行為となってしまうという背景があります。先に紹介した松澤の研究でも、研究対象となった不正事案の内容は、「盗用型」が全体の約 6 割（人文・社会科学系の約 90%、自然科学系の約 26%）を占めています（松澤, 2013a, p. 160）。また 2015 年 3 月、東京大学教養学部はウェブサイト上に告知を掲載しました。その内容は、ある学生が提出したレポートについて、文章の約 75% がインターネット上に公開されている文章からの引き写しであることが判明したため、規定に従って厳正な処置をとった、というものです（2015 年 3 月 31 日付産経新聞ウェブ版）。東京大学が当該事案について処分の公表という措置をとったことは各種報道で大きく取り上げられました。一連の流れで強く意識されていたのは、STAP 細胞をめぐる問題をはじめとする大規模な研究不正事案でした。大学生のレポート作成におけるいわゆる「コピペ」も、大きな社会問題となっている研究不正事案と同じ種類のだからです。

2. 引用とは何か、「なぜ」「正しく」引用しなければならないのか

研究不正が皆さんとつながりのある切実な問題であることがわかりただけで了解するだけでは、次に皆さんに考えていただきたいこととして、「引用」の問題があります。「引用」とはどういう行為なのでしょう。なぜ、論文やレポートを作成する際に「引用」しなければならないのでしょうか。

「引用」とは、一般的には「報道・批評・研究等の目的のために、自己の作品中に他人の

著作物の全部又は一部を採録すること」と解釈されています（駒田ほか, 2016, p. 123）。レポートや論文を含む学術的文章の作成においては、「引用」は必要不可欠ですが、その理由は大きく 2 つあります。1 つは、自身の問題関心が先人たちの研究の蓄積の上に立っていることを表明するためです。研究活動とは、「先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為（ガイドライン, p. 4）」です。皆さんもレポートや論文を書くことで、科学コミュニティの新たな一員として知の体系の構築に参加することになります。

もう 1 つは、学術的文章が持つ構造的な理由があります。学術的文章は、「問い」＋「客観的議論」＋「答え・結論」から構成されます。この構造が満たされていないと、その文章は学術的文章とはいえません。すなわち、レポートも「問い」＋「客観的議論」＋「答え・結論」という構造を持っていないといけないということになります。このうち、客観的議論の展開にあたっては、他者の見解を用いて自説の補強や対立説の説明を行うことが必要となってきます。

それでは、レポートや論文を作成する際に、自説の補強のためにとにかく他者の文章を持ってくればそれで事足りるのでしょうか。ここで重要となってくるのが、「正しく」引用することです。なぜなら、他者の見解を自身の意見であるかのように用いたり、他者の見解と自身の見解を明確に区別せずに記述したりするのは盗用であり、不正行為となるからです。そしてより一般的には、盗用は知的財産権の一部を構成する著作権および著作者の人格的権利である著作者人格権を侵害することになります。この著作権・著作者人格権を保護しながら同時に学術・文化の発展を図るため、著作権法では著者の承諾なく複製（引用）できる条件を定めています。条文および判例から、この条件は概ね次のように理解されています。

- (i) 公表された著作物を対象として、
- (ii) 自らの著作物の中に区別を明瞭に採録し、
- (iii) 採録した著作物の出所を明示するなど適正な慣行に従い、
- (iv) 採録の量を主要要素として従たる範囲内で、
- (v) 採録する必然性など正当な目的の範囲内である（野田, 2017, p. 39）

学術的文章においても、上記の条件を満たすように正しく引用することが求められています。それでは具体的な引用の方法について見ていきましょう。

3. 引用の方法

引用には「直接引用」と「間接引用」の大きく2つの方法があります。「直接引用」は、鍵括弧を用いるものと、段落引用の2つの方法からなります。

3-1. 直接引用

直接引用とは、参考文献に書かれている文章をそのまま抜き書きしたものです(高橋, 2014, p. 1)。出典を明示し、引用したい文章を一字一句変えずに記載します。たとえ引用したい文章の中に誤字・脱字・誤植があっても、勝手に修正せずにそのまま記載してください¹。

直接引用には「鍵括弧を用いる方法」と「段落引用」の2つの方法があります。

3-1-1. 鍵括弧を用いる方法

短い文章を引用する際によく使われる方法です。

(元の文章：山田さんが2016年に書いた文章の234ページ)

2015年度の北海道大学入学人数は2591人で、うち980人が道内、1562人が同外出身者であった。

(記載例)

山田は「2015年度の北海道大学入学人数は2591人で、うち980人が道内、1562人が同外(原文ママ)出身者であった」と述べている。(山田, 2016, p. 234)。

括弧内は元の文章のまま
鍵括弧でくくる
出典の明示

¹ これは、著作物に対して著作者が持つ人格的利益の保護を目的とする著作者人格権のうち、同一性保持権を侵害する可能性があるためです。引用者が間違ったわけではないことを示すため、該当箇所の直後に「(原文ママ)」と付すと良いでしょう。

3-1-2. 段落引用

比較的に長い文章をそのまま引用する際に使われる方法です。引用文は段を下げて記載し、引用文の上下を行わずつ空けます。

(元の文章：山田さんが2016年に書いた文章の234ページ)

2015年度の北海道大学入学人数は2591人で、うち980人が道内、1562人が同外出身者であった。

(記載例)

次に、2015年度の入学者について確認したい。山田は以下のようなデータを提示している。

2015年度の北海道大学入学人数は2591人で、うち980人が道内、1562人が同外(原文ママ)出身者であった。(山田, 2016, p. 234)

このことから、北大における道外出身者の割合は…

一行改行する
一行改行する
出典の明示
一段下げる

3-2. 間接引用

ある文献について、引用したい内容が1ページの大部分ないし複数ページにわたって記載されている場合や、著者の主張の要旨を説明したい場合などに、文献の内容を要約し、出典を明示して記載する方法が「間接引用」です。

この方法は文献を正確に読み、その要旨を正確にまとめる必要があるため、直接引用に比べて難易度が高くなります。しかしながら研究を進めるうえでは必要不可欠な技術であり、これができるようになれば「研究の道に踏み出した」と言うことができるでしょう。

<例>

(元の文章の内容)

山田さんが2016年に書いた文章の201～204ページに、以下のような記述があったとします。

北大生は北大に対して以下のような点で魅力を感じている。まず国立総合大学であることである。多くの北大生は国立大であること、さらに総合大学であること
魅力を感じている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第二に北大の知名度である。クラークや新渡戸稲造の名前を通じて北大の名前は
全国的に広く知られており、これが北大生にとって北大の魅力の原因の一つになっ
ている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第三に北海道という土地の魅力である。北海道という土地はその自然や季候によ
って、多くの北大生に強い愛着を感じさせる場所なのである。・・・・・・・・

(記載例)

これまで「北大生にとっての北大の魅力」はどのように論じられてきたのであ
うか。過去5年間の学生アンケートを分析した山田は、北大生は北大に対し「国立
総合大学である」「北大の知名度」「北海道という土地の魅力」の3点で大きな魅力
を感じていると指摘している(山田, 2016, pp. 201-204)。

これらの言葉で括弧で囲むことで、引用部分がよりはっきりする

出典の明示

要約して引用した部分

4. 出典と参考文献の記載方法

ここまで、引用の方法について説明しました。さて、上記の説明中、「出典」という言葉
が出てきました。引用を正しく行うためには、出典の明示とそれに対応する参考文献の表記
が欠かせません。この出典と参考文献の関連付けの方法については、本文での引用箇所に著
者名と発行年を記述し、参考文献欄は著者名・発行年順に参考文献を記述する**ハーバード方
式**と、本文での引用箇所に引用順に参考文献の連番を振り、参考文献欄に連番順に参考文
献を記述する**バンクーバー方式**の大きく2種類があります(科学技術振興機構, 2011, pp. 17-
18)。ハーバード方式は主に人文社会科学系で用いられることが多く、バンクーバー方式は
理系で多く見られる方式です。この資料の第3節では、ハーバード方式に則って説明して
います。

次に参考文献の記載方法について、本節ではまずハーバード方式での基本的な記載方法
の一例を紹介します。そのうえで、4-4においてバンクーバー方式での出典の表記方法と参
考文献の記載方法についても簡単に説明します。

² ここでは戸山田(2012, p. 246-252)が紹介している方法を基に一部変更を加えました。

4-1. 書籍の場合

藤田節子 (2009) 『レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方』 日外アソシエーツ
著者名 出版年 本のタイトル 出版社
シエーツ,
Bailey, Stephen (2011) <i>Academic Writing: A Handbook for International Students (Third Edition)</i> , New York: Routledge.
著者名 出版年 本のタイトル 出版地 出版社

4-2. 雑誌論文の場合

松澤孝明 (2013a) 「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(1)」『情報管理』第56巻第3号, pp. 156-165.
著者名 出版年 論文のタイトル 掲載ページ数
論文が掲載された雑誌名 巻号
松澤孝明 (2013b) 「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(2)」『情報管理』第56巻第4号, pp. 222-235.
著者名 出版年 論文のタイトル 掲載ページ数
Studer, Patrick (2017) "Reflexivity and Academic Writing: How Supervisors Deal with Self-Discovery in Student Teachers' Bachelor's Theses," <i>International Journal of Applied Linguistics</i> , Vol. 27, No. 3, pp. 651-654.
著者名 出版年 論文のタイトル 掲載ページ数

上の例のうち、「(2013a)」「(2013b)」と表記しているのは、同一の著者が同じ年に複数の
文献を発表しており、それを複数利用する場合に区別するためです。

4-3. ウェブサイト情報の場合

高橋祥吾 (2014) 「引用の作法について」『researchmap 資料公開ページ』 2014年8月20日更新, 2017年11月14日最終閲覧, [http://researchmap.jp/muvad5cb1-1849043/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=71068&metadata_id=73369].
著者名 出版年 ページのタイトル ウェブサイト名 ページ最終更新日
ページ最終閲覧日 ページURL

ウェブサイト上の情報は近年ますます増えており、有益な情報も多くなっていますが、記載情報の可変性が高く、しばしばページ自体が消滅してしまうこともあり、元の情報をたどるうえで情報の信頼性という点で書籍に劣ります。ウェブサイト上の情報は、情報の信頼性を慎重に確かめたくて、やむを得ない場合にのみ利用すると良いでしょう。

4-4. バンクーパー方式での出典の表記と参考文献の記載方法例

以上の説明はハーバード方式に則った記載方法の説明でした。本項ではバンクーパー方式での出典の表記と参考文献の記載例を紹介します。既に述べたように、バンクーパー方式では本文での引用箇所に引用順に参考文献の連番を振り、参考文献欄に連番順に参考文献を記述します。

(本文例)

これまで「北大生にとっての北大の魅力」はどのように論じられてきたのであろうか。過去5年間の学生アンケートを分析した山田は、北大生は北大に対し「国立総合大学である」「北大の知名度」「北海道という土地の魅力」の3点で大きな魅力を感じていると指摘している³⁾。

参考文献

- 1) (注1の参考文献)
- 2) (注2の参考文献)
- 3) 山田太郎. アンケート調査からみる北大の魅力. 観光研究. 2016, vol. 20, no. 3, pp.3-26.
- 4) (注4の参考文献)

※出典と参考文献の記載にあたっての注意

出典と参考文献リストの記載にあたっては、「誰が」「何というタイトルで」「いつ」「何という媒体に」発表したかが読者に明確にわかり、その文献に迅速にたどり着けることが肝要です(藤田, 2009, pp. 8-9)。これに加えて、同一の文章内で記載方法(日本人と欧米人の著者名表記における姓名の順、ページ数表記の際の「p.」と「pp.」やハイフン「-」と「~」など)を統一することも必要です(藤田, 2009, p. 10)。

出典と参考文献の記載方法は学問分野や文献の発表媒体によって異なっており、複数の方法が存在します。皆さんがレポートや論文を作成する際は、教員からの指示、所属学部でのルール、投稿する学術雑誌の執筆要領等に従ってください。

4-5. 「孫引き」について

引用をめぐるトラブルでよくあるのが、「孫引き」です。「孫引き」とは、「自分が直接原本から引用するのではなく、ある著者が引用した文章をそのまま原本にあらずに引用する」こと(藤田, 2009, p. 22)。例文を使って具体的にみていきましょう。

皆さんは今、北海道の観光についてのレポート・論文を書いており、山田さんが2016年に書いた文献を読んでいるとします。その中で次のような興味深い一文を見つけたとします。

鈴木は、「札幌を訪れる外国人観光客は年々増加している」と述べている(鈴木, 2013, p. 45)。

この時、皆さんは実際には鈴木さんの2013年の文献を読んでおらず、山田さんの2016年の文献を通して鈴木さんが述べた情報に接している状態です。この状態で、皆さんがレポート・論文に次のように記載する時、「孫引き」となります。

鈴木によれば、札幌を訪れる外国人観光客は増加傾向にあるといわれている(鈴木, 2013, p. 45)。

この「孫引き」は、学問の世界では避けるべき行為とされています。この理由として藤田は、引用した人が転記ミスをしている可能性や、誤って解釈している可能性があるためと述べています(藤田, 2009, p. 22)。情報は伝達の間に変容していくという性質を持っており、アカデミックな作業で情報を扱う際はできればオリジナルな情報にたねにあたっていくことを基本的な姿勢としなければなりません(佐藤ほか, 2006, p. 45)。

文献を読んでいて興味深い引用に出会うことは度々あると思います。その際は必ず原典をあたるようにしましょう。それを容易とするためにあるのが引用のルールであり、出典の表記なのです。

繰り返しとなりますが、細かい引用の仕方、参考文献一覧の示し方は分野によって異なります。疑問がある場合はそれぞれの科目の担当の先生に質問し、決して曖昧なままにしないよう心がけてください。

参考文献

- 科学技術振興機構 (2011)『参考文献の役割と書き方：科学技術情報流通技術基準 (SIST) の活用』2017年 11月 24日最終閲覧, [https://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf].
- 駒田泰土・湖海久雄・山根崇邦 (2016)『知的財産法 II 著作権法』有斐閣.
- 佐藤望・湯川武・横山千晶・近藤明彦 (2006)『アカデミック・スキルズ：大学生のための知的技法入門』慶應義塾大学出版会.
- 産経新聞 (2015)『【日本の議論】衝撃「ある東大生のレポートは75%がコピー」東大の告知論文不正は止められるか』2015年 3月 31日付産経新聞ウェブ版 [http://www.sankei.com/premium/news/150331/prm1503310005-n1.html], 最終閲覧日 2017年 11月 9日.
- 高橋祥吾 (2014)「引用の作法について」researchmap 資料公開ページ, 2014年 8月 20日更新, 2017年 11月 14日最終閲覧, [http://researchmap.jp/muvad5cb1-1849043/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=71068&metadata_id=73369].
- 戸田山和久 (2012)『新版 論文の教室：レポートから卒論まで』NHK出版.
- 野田幸裕 (2017)「誌上法学講座第10回 著作権法を知らず：著作権法入門・基礎力養成講座 著作権(3) 引用」『国民生活』2017年第1号, pp. 37-40.
- 藤田節子 (2009)「レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方」日外アソシエーツ.
- 松澤孝明 (2013a)「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(1)」『情報管理』第56巻第3号, pp. 156-165.
- 松澤孝明 (2013b)「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(2)」『情報管理』第56巻第4号, pp. 222-235.
- 文部科学省 (2014)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」.

発行年月：2018年4月
発行：北海道大学 高等教育推進機構 高等教育研修センター
ラーニングサポート部門 (ラーニングサポート室)
所在地：〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目
電話番号：011-706-7526
e-mail：iso@high.hokudai.ac.jp

引用元を明示しないコピーは不正行為

引用とは何か

新入生の皆さんはこれから始まる大学生活に期待を膨らませていることでしょう。さて、皆さんはこれからの大学生活において、少なからずレポートや論文を書いていくことになります。その際に必ず出てくるのが、「引用」という言葉です。この言葉、多くの方はすでに聞いたことがあると思いますが、「引用」とはどういう行為なのでしょう。

「引用」とは、一般的には「報道・批評・研究等の目的のために、自己の作品中に他人の著作物の全部又は一部を採録すること」と解釈されています(駒田ほか, 2016, p. 123)。ではなぜ、論文やレポートを作成する際にこの「引用」という行為が必要なのでしょう。

「なぜ」引用しなければならないのか

レポートや論文を含む学術的文章の作成において「引用」が必要不可欠な理由は大きく2つあります。

1つは、自身の問題関心が先人たちの研究の蓄積の上に立っていることを表明するためです。研究活動とは、「先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為(ガイドライン, p. 4)」です。皆さんもレポートや論文を書くことで、科学コミュニティの新たな一員として知の体系の構築に参加することになります。

もう1つは、学術的文章が持つ構造的な理由があります。学術的文章は、「問い」+「客観的議論」+「答え・結論」から構成されます。この構造が満たされていないと、その文章は学術的文章とはいえません。このうち、客観的議論の展開にあたっては、他者の見解を用いて自説の補強や対立説の説明を行うことが必要となります。ここで重要となってくるのが、「正しく」引用する、ということです。

なぜ「正しく」引用しなければならないのか—権利の侵害

レポートや論文を作成する際に、「正しく」引用しなければならないのはなぜでしょうか。それは、他者の見解を自身の意見であるかのように用いたり、他者の見解と自身の見解を明確に区別せずに記述したりするのは盗用であり、不正行為となるからです。そしてより一般的には、盗用は知的財産権の一部を構成する著作権および著作者の人格的権利である著作

者人格権を侵害することになるからです。

なぜ「正しく」引用しなければならないのか—研究不正

皆さんがこれからの大学生活で作成するレポートや論文は相当な数になります。引用を正しく行えないことで皆さんが被る不利益は非常に大きいため、大学生活のスタートの時期に引用について知っておくことは重要です。

本学では「レポートの盗用や剽窃についても、不正行為として厳しい処分をもって対応する」ことが総合教育部便覧に記載されており、停学等の処分による留年や奨学金の停（廃）止の可能性があります。

また、処分が公表される場合もあります。2015年3月、東京大学教養学部はウェブサイトに告知を掲載しました。その内容は、ある学生が提出したレポートについて、文章の約75%がインターネット上に公開されている文章からの引き写しであることが判明したため、規定に従って厳正な処置をとった、というものでした（2015年3月31日付産経新聞ウェブ版）。東京大学が当該事案について処分の公表という措置をとったことは各種報道で大きく取り上げられました。一連の流れで強く意識されていたのは、STAP細胞をめぐる問題をはじめとする大規模な研究不正事案でした。このように、現在では大学生のレポート作成におけるいわゆる「コピペ」の問題が、大きな社会問題となっている研究不正事案と同根の問題として深刻にとらえられています。

皆さんも、「たかが学生のレポート」と軽く考えず、大学生活の中でしっかりと「正しい引用」という学問的素養を修得して行ってほしいと思います。

令和6年度（2024年度）学生便覧

北海道大学大学院法学研究科
法学政治学専攻

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
TEL：011-706-3964
FAX：011-706-4948
ホームページ：https://www.juris.hokudai.ac.jp/current/ls.html

発行年月：2018年4月
発行：北海道大学 高等教育推進機構 高等教育研修センター ラーニングサポート部門（ラーニングサポート室）
所在地：〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目
電話番号：011-706-7526
e-mail：lso@high.hokudai.ac.jp